

アトサヌプリ火山防災計画

2026年2月5日

アトサヌプリ火山防災協議会

目 次

改正の経過	2
本計画で使用している用語の定義	3
第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画作成の趣旨	5
第2節 噴火の想定	5
第3節 噴火警戒レベル	13
第2章 事前対策	
第1節 防災体制の構築	17
第2節 情報伝達体制の構築	30
第3節 避難のための事前対策	32
第4節 救助体制の構築	43
第5節 避難促進施設	44
第6節 合同会議等	47
第3章 噴火時の対応（緊急フェーズ）	
第1節 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応	49
第2節 事前に噴火警戒レベルが引き上げられない場合の避難対応	54
第3節 広域避難等	57
第4節 救助活動	57
第5節 災害対策基本法に基づく警戒区域	59
第6節 堆積物の除去	59
第7節 報道機関への対応	58
第4章 緊急フェーズ後の対応	
第1節 避難の長期化に備えた対策	61
第2節 風評被害対策	61
第3節 避難指示等解除、一時立入等の対応	62
第4節 一時帰宅	63
第5節 警戒・監視活動	63
第5章 平時からの防災啓発と訓練	
第1節 防災啓発と学校での防災教育	64
第2節 防災訓練	65
【別紙類】	
別紙第1 アトサヌプリ火山防災協議会規約	67
別紙第2 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	73
別紙第3 釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町村防災基本協定	76
別紙第4 大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に 関する覚書	78
別紙第5 大規模災害時における広域避難等の連携に関する協定書	79
別紙第6 弟子屈町警戒区域設定について	82

改正の経過

1. 新規作成・・・・・・・・・・2016年2月9日
改正活動火山対策特別措置法に基づく改組、噴火警戒レベル、火山防災計画等
2. 施行・・・・・・・・・・2016年2月22日
アトサヌプリ火山防災計画施行
3. 噴火警戒レベル適用・2016年3月23日
噴火警戒レベル運用開始
4. 一部改正・・・・・・・・・・2017年2月22日
規約改正、火山防災計画改正案等
5. 総合防災訓練・・・・・・・・2017年11月14日
弟子屈町が主催して実施
6. 一部改正・・・・・・・・・・2018年2月14日
避難計画策定により、文書構成の一部を修正
7. 一部改正・・・・・・・・・・2019年2月19日
避難計画等の一部を改正
8. 一部改正・・・・・・・・・・2020年1月22日
・火山災害警戒地域に清里町が指定され、本協議会に参画したことによる修正
・これまで入山禁止となっていたアトサヌプリ（硫黄山）が条件付きで一部のみ
登山できることとなったことから、「登山者対策」を追加
9. 一部改正・・・・・・・・・・2022年3月28日
・アトサヌプリ火山防災協議会規約の一部改正
・災害対策基本法の一部改正（避難情報）に伴う修正
・噴火警戒レベルに応じた防災関係機関の行動基準承認
10. 一部改正・・・・・・・・・・2023年2月28日
・気象台の火山観測施設の移設に伴う更新
・噴火警報伝達系統図の現状に即した修正
11. 総合防災訓練・・・・・・・・2023年9月25日
弟子屈町及びアトサヌプリ火山防災協議会が主催して実施
12. 全面改正・・・・・・・・・・2026年2月5日
アトサヌプリ火山防災協議会総会において承認

本計画で使用している用語の定義

本計画で使用している用語については、主に『噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）令和3年5月内閣府（防災担当）』に準拠している。

1. 住民等

住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。

2. 登山者等

登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者を指す。

3. 利用者等

避難確保を行う対象として、施設の利用者、施設に勤務する者（従業員）、施設周辺にいる登山者、観光客等を総じて「利用者等」としている。

4. 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者を指す。

5. 緊急退避

噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」「建物内のより安全な場所へ移動する」「より安全な別の建物へ移動する」等の行動のことを指す。

6. 広域一時滞在等

市町村境界を越える避難のことを指す。災害対策基本法第61条の4で定められている災害が発生するおそれがある場合の居住者等の広域避難及び災害対策基本法第86条の8～第86条の13で定められている災害が発生した場合の広域一時滞在を指す。

7. 避難促進施設

火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設で、活動火山対策特別措置法（略称：活火山法）第6条に基づき、市町村防災会議が「避難促進施設」として地域防災計画に名称等を定めた施設を指す。

8. 気象庁

活火山法第4条第2項第2号で「火山災害警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員」が火山防災協議会の必須構成員となっている。本計画においては、気象庁本庁、管区気象台、地方気象台等をまとめて「気象庁」と表記する場合がある。

9. 地方整備局

活火山法第4条第2項第3号で「火山災害警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員」が火山防災協議会の必須構成員となっている。本計画においては、地方整備局及び北海道開発局をまとめて「地方整備局」としている。

10. 自衛隊

活火山法第4条第2項第4号で「火山災害警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長」が火山防災協議会の必須構成員となっている。本計画においては、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をまとめて「自衛隊」と表記する場合がある。

11. 火山用語

(1) 火砕流・火砕サージ・ベースサージ

噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となり得る。

火砕サージは気体に富んだ高温の流れで、火砕流の周辺部分やマグマ水蒸気噴火などに伴って発生することもある。特に、豊富な水が関与し、マグマ水蒸気噴火に伴って発生する火砕サージをベースサージと呼ぶ。

(2) 火山性地震

火山体又は火山の周辺に発生する地震。有珠山では噴火の前兆として火山性地震活動が活発化するなど、火山性地震の発生状況は火山活動を監視するうえで重要な手がかりとなる。

(3) 火山性微動

火山に発生する連続的な振動で、火山活動が活発化した時や火山噴火に付随して観測されることが多い。マグマ溜りや火道内でのマグマの振動、熱水や火山ガスなど流体の移動、噴火に伴う固形物質の噴出等に伴って発生すると考えられている。

(4) 火山泥流

水と泥(岩)が混じりあって流下する現象。火山噴火時に、山肌に積もっていた雪を高温の火砕流が溶かして発生する場合(融雪型火山泥流)や、火口から熱水や泥が直接噴出して流下する場合、火口湖が決壊して発生する場合、堆積した火山灰等が降雨により流下する場合(降雨型泥流・二次泥流・土石流とも呼ばれる)等がある。

(5) 火山灰・降灰

噴火により小さく破砕された噴出物(直径 2mm 未満)を火山灰と呼び、火山灰が降下する現象を降灰という。降灰の範囲は風向、風速に大きく依存する。

(6) 地殻変動

マグマなどの上昇・貫入に伴って起こる山体膨張など、地面が変形すること。火山では一般的に GNSS や傾斜計により観測する。

(7) 噴火

火口からマグマや火山灰などが急激に噴出する現象。マグマそのものが噴出する「マグマ噴火」、熱せられた地下水が高圧の水蒸気となって周辺の物質を噴き飛ばす「水蒸気噴火」、地下水や海水にマグマが直接接触して噴出する「マグマ水蒸気噴火」の 3 タイプに分けられる。

爆発的な噴火は単に「爆発」とも呼ばれる。

(8) 噴石

噴火により吹き飛ばされた岩石等のこと。大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて四方に飛散・落下する。小さな噴石は風の影響を受け、風下側ではより遠くまで飛散する。飛散範囲は爆発の強さなどにより異なる。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画作成の趣旨

1. 計画の目的

本計画の目的は、噴火警戒レベルに応じて、又は突発的に噴火した場合の住民、登山者等の安全の確保や円滑な避難行動、応急対策等について、協議会構成機関が具体的な防災対策が適切に行われるよう定めることである。すなわち、火山の噴火時等には、広範囲にわたり多数の住民、観光客等を避難させる必要が生じるので、避難等を混乱なく迅速に実施するためには、自治体、官民機関、地域住民等の当該火山防災関係者の各位において、避難行動等の具体的な防災対策が安全、確実、遅滞なく適切に行われるように定めるものである。

なお、アトサヌプリの噴火に備え、弟子屈町は2006年に「地域防災計画」において火山災害対策計画を策定した。その後、2015年12月に施行された改正活火山法で、国が指定する「火山災害警戒地域」にある火山ごとに「火山防災協議会」の設置が義務付けられた（第4条第1項）ことを受け、2016年2月にアトサヌプリ火山防災協議会において「アトサヌプリ火山防災計画」が策定された。2020年に上記「警戒地域」に清里町が指定されて協議会構成機関への参画を受けて、2025年に「アトサヌプリ火山防災計画」は両町における避難等計画として計画を刷新した。同時に弟子屈町はこの「火山防災計画」を「地域防災計画」の別冊第4に取り込み、火山災害対策の指針として位置づけてきたが、「火山防災計画」を「協議会」策定とし、別冊から外すことが2024年の「弟子屈町防災会議」において決議された。

本計画は、内閣府が改定した「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）令和3年5月」に準拠し、本協議会が「アトサヌプリ火山防災計画」を2025年に全面改定した。

2. 計画の位置づけ

本計画は、火山防災協議会がアトサヌプリに対する火山防災業務について独自に定めたものであるが、防災に関する基本方針を定めた「災害対策基本法」に基づく「防災基本計画」（中央防災会議）や警戒避難体制について定めた「活動火山対策特別措置法」「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）「防災業務計画」（指定行政機関、公共機関）と密接な整合及び関連を持つものである。

北海道、弟子屈町及び清里町（以下「各町」という。）のアトサヌプリ噴火時等における個別対応については、それぞれの「地域防災計画」に基づくが、噴火に係る兆候等の可及的速やかな伝達、避難のタイミング・避難経路の最適解、噴火シナリオの有為な情報等の提供について策定する。

3. 計画の修正

本計画は、情勢の変化等の必要や訓練を通じた検証等を反映して、協議会構成員が関係する箇所について随時見直しを図る。修正の必要がある場合は、その意見を事務局（釧路総合振興局・弟子屈町）に提出し、協議会で検討して修正する。

なお、修正したときは、速やかに北海道知事に報告するとともに、その要旨を公表する。ただし、名称変更、数値的な変更等、軽易な修正については、この限りではない。

第2節 噴火の想定

1. アトサヌプリの概要

常時観測火山であるアトサヌプリ（Atosanupuri、別名「硫黄山」）の地理的位置は次のとおりである。

標高点：北緯43°36'37" 東経144°26'19" 標高508m（アトサヌプリ）

三角点：北緯43°36'54" 東経144°25'38" 標高574m（マクワンチサップ）

アトサヌプリは、約3.5～2.5万年前に形成された、屈斜路カルデラ（東西26km、南北20km）の中央部に位置するカルデラ（アトサヌプリカルデラ、直径約4km）を有する安山岩質外輪山と、約2万年前にカルデラ形成が完成した後に1.5万年前以降にその内外に噴出した10個のデイサイト（SiO₂量は63.3～72.6 wt.%）の溶岩ドーム群からなる。溶岩ドーム群は、約7000年前の摩周カルデラ形成期よりも古いものと新しいものに大別される。古い溶岩ドームにはヌプリオンド、丸山、274m山、ニフシオヤコツ、トサモシバ及びオプタテシケがあり、新しい溶岩ドームにはマクワンチサップ、サワンチサップ、リシリ及びアトサヌプリがある。

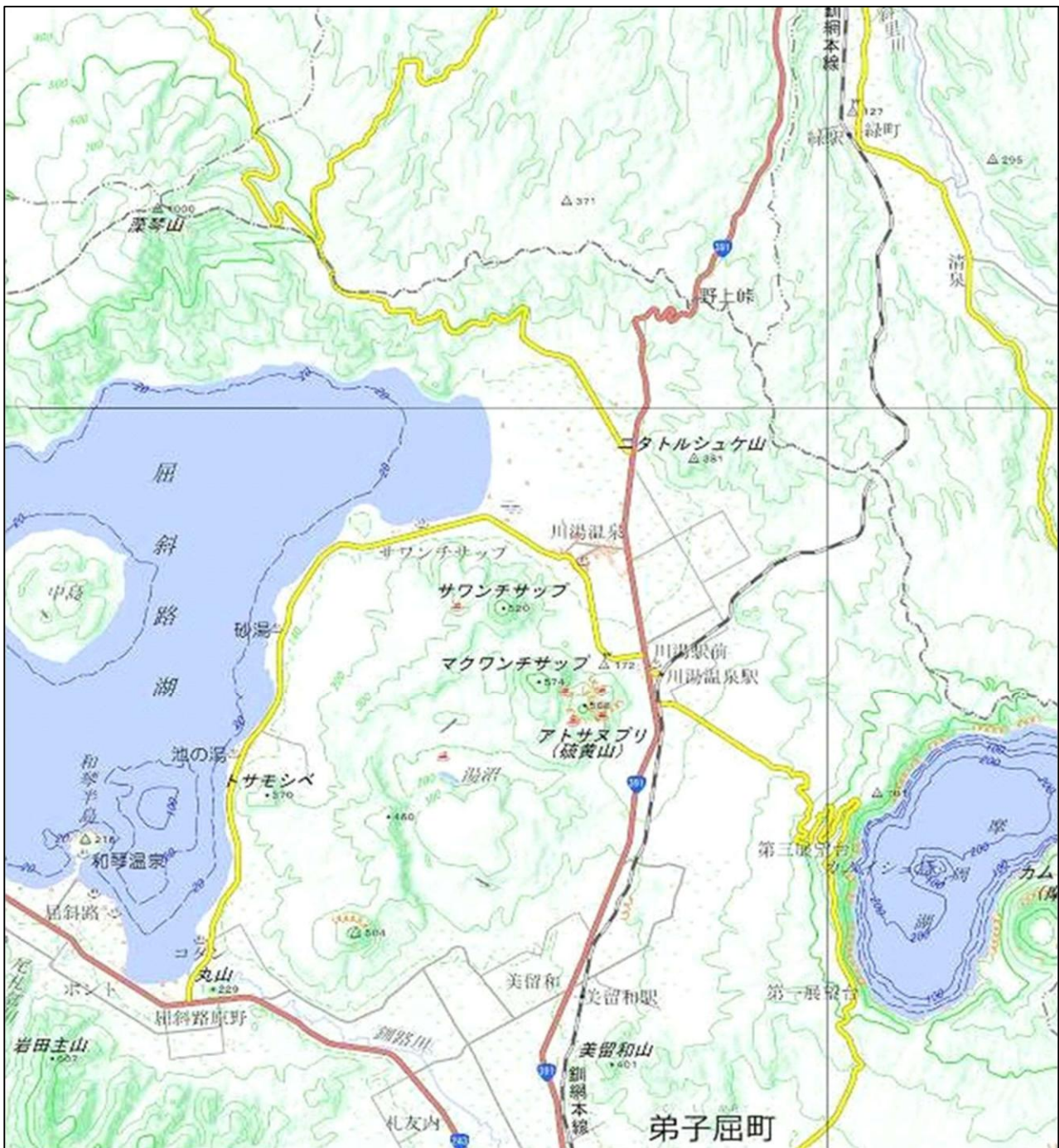
アトサヌプリは別名「硫黄山」と呼ばれ、溶岩ドームには昇華硫黄を主体とした硫黄鉱床が多数形成され、1963年まで採掘されていた。現在も噴気活動が続いており、様々な大きさの約1,500の噴気孔から活発に出る噴煙の成分は、水蒸気が97～98%で火山性ガス（硫化水素、二酸化硫黄、二酸化炭素等）が2～3%であり、高温かつ有毒な火山ガスに注意が必要である。付近一帯は火山ガスの影響によって植生も進まず、山麓では低地には珍しくハイマツ、イソツツジ、シラカンバが混成する植生である。

火口周辺には、観光施設、遊歩道等があり、防災上の配慮が必要である。付近には川湯温泉があり、多くの観光客が訪れており、硫黄山MOKMOKベースが火口から約200mと隣接しているほか、東側にはJR釧網

本線が縦走し、火口周辺から約1kmのところ川湯温泉駅（無人駅）がある。

火山の恵みを授受するためには、火山活動に対する「安心」「安全」のための防災体制の構築が不可欠であり、特に避難促進施設との連携を推進していく。

■図1 アトサヌプリ周辺地形図【出典：国土地理院タイル】



2. 噴火の履歴

(1) 噴火活動

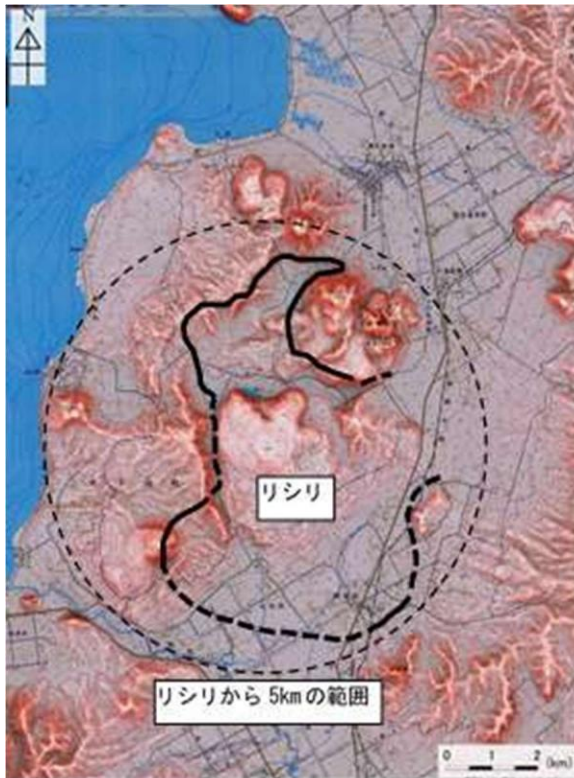
3万年前～2万年前に屈斜路カルデラの中央部に成層火山が形成され、その後2万年前～1万数千年前に、火砕流を伴う大噴火でアトサヌプリカルデラが形成された。約1万年前以降は、10個の溶岩ドームが形成された。活動時期が比較的明らかになっている約6,000年前以降の噴火活動は、以下のとおりである。

約5,500年前、溶岩ドーム形成中のリシリで火砕流を伴う噴火が発生し、火砕流が5km遠方まで達した。その後、旧アトサヌプリ、マクワンチサップの溶岩ドームが形成されたが、詳細な年代は分かっていない。

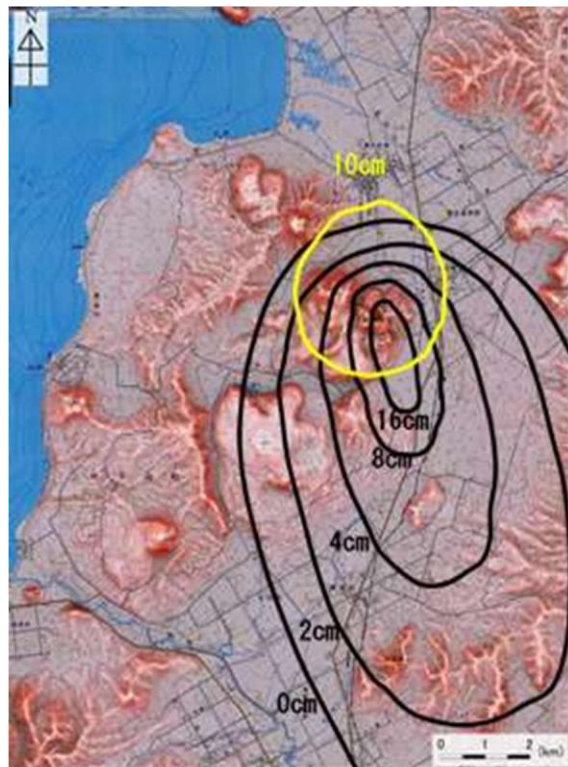
約1,500年前、旧アトサヌプリの一部を破壊する水蒸気噴火が発生し、降灰が10数kmの地点まで達した。この噴火がマグマ噴火であったかどうかは不明である。その後、約1,000年前までの間に、最新の溶岩ドームである新アトサヌプリが形成された。約1,000年前、詳細は不明だが、アトサヌプリ火山を起源とした水蒸気噴火があった。前後の火山活動から推定するとアトサヌプリの水蒸気噴火の可能性がある。

数100年前、新アトサヌプリで水蒸気噴火が発生し熊落し爆裂火口が形成された。歴史時代の噴火記録は残っていない。

■図2 リシリで発生した火砕流の到達範囲。破線は推定。細い破線の円は山頂から5kmの範囲



■図3 約1,500年前(黒線)及び数百年前(黄線)にアトサヌプリで発生した水蒸気噴火に伴う火山灰の到達範囲



【出典：(勝井ほか 1968、本間 2001 をもとに日本活火山総覧第4版に加筆)】

(2) 有史以降の火山活動

■表1 有史以降の火山活動【出典：気象庁HP】

西暦	現象	活動経過・被害状況等
1980年	地震	5月15日に有感地震が2回、川湯、仁伏で震度3程度
1981年	地震	3月仁伏で有感地震、池の湯で震度3程度。4月は川湯で震度3程度
1982年	地震	5月2日に有感地震が4回、川湯で最大震度4程度
1988年	地震・鳴動	3月、6月、8月、12月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近の深さ数kmを震源とするM3程度の有感地震が約10回あり、川湯や仁伏で最大震度2程度となり、地鳴りを伴う地震もあった。
1994年	地震・地殻変動	3月～10月に屈斜路湖東岸からアトサヌプリ付近の深さ数kmを震源とするM2程度の有感地震が計18回あった。最大地震は6月13日に発生したM3.2で、川湯、仁伏、砂湯で最大震度3程度となった。有感地震活動は1994年10月4日北海道東方沖地震(M8.2)発生直後には停止した。1993年8月から1995年4月の合成開口レーダー(SAR)データの干渉解析によると、アトサヌプリ周辺を中心として約25cm隆起。膨張体積は約 $2 \times 10^7 \text{m}^3$ で、シルへのマグマの注入によると推定。1994年の地震活動は、この隆起と関連していた可能性がある。
2021年	地殻変動	秋以降、アトサヌプリ西側の膨張を示唆する地殻変動を観測(2023年12月まで継続)
2024年	地震	1月12日～13日にかけてアトサヌプリ西側を震源とする地震がまとまって発生(震度1以上の地震は5回、最大規模の地震は13日に発生したM4.0の地震で、弟子屈町で震度4を観測)

3. 噴火シナリオ

(1) 想定する噴火

ア 考え方

火山防災対策を検討するための噴火シナリオは、過去の噴火実績を基に想定した噴火ケースについて、火山活動の時間的な推移とその影響範囲を表現したものである。噴火時にどのような現象がどのような順序で発生し、それらの現象により、いつ、どの程度の範囲に、どのような被害が発生するのかなどについて関係機関が共通のイメージを持ち、様々な防災上の課題を抽出し、時間や場所等を考慮した具体的な火山防災対策の検討に活用することを目的として作成している。

協議会では、過去の噴火実績を基に気象庁が作成した「火山防災対策を検討するための噴火シナリオ」を将来の噴火に対して防災関係機関が共通認識を持ち、噴火災害の軽減に向けて種々の防災対応を検討する際の基礎資料として共有している。

しかし、アトサヌプリは有史以降に噴火の発生はなく、過去の噴火活動に関する知見は地質調査による結果がほとんどであり、地球物理学的な観測事例や噴火活動推移に関する記録が残されていない。噴火の前兆現象に関する知見や噴火活動中に発生した現象の詳細な推移についての情報が不足しているのが現状である。地質調査の結果によると、アトサヌプリ火山ではマグマ噴火や水蒸気噴火が繰り返して発生しており、火山活動の長期的経過はおおまかに整理することができる。しかし、噴火の具体的な経過に関する記録が残っていないため、噴火現象の時間的推移は不明である。そのため、火山活動の特徴については、マグマ成分や噴火形態に着目して、類似する火山の噴火活動も参考にしている。

イ 噴火に伴う火山現象と到達範囲

(ア) 水蒸気噴火

約1,500年前に発生した水蒸気噴火では、10数km遠方まで火山灰が確認されている。数100年前の水蒸気噴火では、熊落とし爆裂火口を形成し、火口から2～3kmの範囲で10cm程度の火山灰の堆積が確認されている。これらの水蒸気噴火に伴う噴石の到達距離は不明である。

火山防災マップ作成指針（内閣府（防災担当）、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁）では、小規模な水蒸気爆発による大きな噴石の飛散範囲について、火口から1km以内の範囲を最も危険度が高い区域と考えることができるとしている。

水蒸気噴火の噴火シナリオについては、山体浅部に高温の火山ガスなどの熱源が新たに供給され、水蒸気噴火が発生する想定で作成した。一般的に水蒸気噴火の前には、熱活動の活発化、火山性微動の発生、浅部の地震活動の活発化を伴うことが多い。また、噴火発生時には、噴石、降灰、空振などが見られる。このうち噴石については防災対策を検討する上で重要度の高いものである。アトサヌプリの東方約1km程度のところには、住居だけでなく、国道や鉄道が存在している。そのため、噴石による影響は大きな噴石だけでなく、風の影響を受ける小さな噴石も考慮する必要がある。アトサヌプリ火山については、過去の地質調査による噴石の飛散データがない。火山防災マップ作成指針によると、小規模な水蒸気爆発では、火口から1km以内の範囲を大きな噴石による危険度が最も高い区域と考えることができる。

本シナリオでは水蒸気噴火による影響範囲については、大きな噴石の危険度が高い区域からさらに範囲を広げ、噴火地点から1.5kmの範囲とした。

ただし、水蒸気噴火については、もう一回り規模の小さいごく小規模な噴火も想定することとし、その影響範囲を500mとした。火山防災マップ作成指針が示した1km以内の範囲は、最も危険度が高い区域であり、実際はさらに遠方まで飛散する可能性がある。また、小さな噴石は風の影響を受けてさらに遠方まで飛散する可能性があることにも注意が必要である。

本シナリオでは想定噴火場所をアトサヌプリ周辺の広い範囲を想定しているが、実際に水蒸気噴火の活動が開始したら火口は限定することができる可能性がある。噴火による影響範囲は実際の噴火活動に応じて設定する必要がある。

(イ) マグマ噴火

マグマ噴火については、地下深部からマグマが供給され、マグマ噴火により溶岩ドームが形成されるシナリオを作成した。類似火山として、マグマ成分がアトサヌプリ火山と似て粘性が高く、溶岩ドームを形成するという点に着目して、有珠山の昭和新山を形成した噴火や雲仙岳の平成新山を形成した噴火を参考事例とした。有珠山の昭和新山形成や雲仙岳の平成新山形成では、噴火前に地震活動、地殻変動、火山性微動がみられた。その後、水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火が発生し、溶岩ドームが地表に現れた。

昭和の新山の形成では、溶岩ドームが地表に現れる前のマグマ水蒸気噴火に伴い火砕サージが発生した。

雲仙岳の噴火では、地表に溶岩ドームが現れた後の早い段階で、やや爆発的な噴出が発生した。これらを参考にすると、アトサヌプリ火山で約5,500年前にリシリで発生した火砕流は、溶岩ドームが形成され

る前、又は形成の早い段階で発生した可能性がある。

マグマ噴火に先行する水蒸気噴火に伴う噴石による影響範囲としては、水蒸気噴火と同様に1.5kmと想定する。火山防災マップ作成指針によると、マグマ噴火に伴うベースサージの到達実績は、大きなマグマ水蒸気噴火で6km程度、小さなマグマ水蒸気噴火で3km程度である。マグマ噴火に伴う火砕流については、約5,500年前にリシリで発生した火砕流は約5km遠方まで到達している。ベースサージや火砕流が発生するような規模の大きな噴火では噴石も飛散すると考えられるが、その飛散範囲はベースサージや火砕流の影響範囲よりも小さい。そのため、規模の大きな噴火による影響範囲はベースサージや火砕流の到達範囲をもとに6kmと想定した。

マグマ噴火が発生する場所はあらかじめ特定することができないため、発生する可能性のある場所を広範囲に設定した。しかし、マグマが深部から浅部に移動する際には顕著な地殻変動（地盤の隆起、地割れ等）が観測されることが考えられる。そのため、臨時の観測機器増強や、上空観測等から地殻変動を把握することで、膨張源をある程度推定することができる。推定された膨張源が必ずしも火口の位置と一致するわけではないが、噴火が発生する場所をある程度は限定することが可能と思われる。噴火発生場所を限定することができたときには、そこからの影響範囲を設定する必要がある。また、ベースサージや火砕流の発生による影響範囲を設定する際には、火口からの距離で一律に設定するのではなく、山谷の地形を考慮する必要がある。

(ウ) マグマ水蒸気噴火

マグマ水蒸気噴火は、マグマと地下水が接触して発生する爆発的な噴火で、マグマが浅部に上昇した時に発生する可能性がある。アトサヌプリ火山周辺では、地下浅部に豊富な温泉水や地下水の存在が知られており、マグマ水蒸気噴火が発生する可能性が高い。特にアトサヌプリ火山で発生するマグマ水蒸気噴火では、豊富な地下水の影響で、ベースサージが発生する可能性がある。

(エ) まとめ

本シナリオでは、地震活動、地殻変動、火山性微動、熱活動、水蒸気噴火による噴石や降灰、空振、マグマ噴火に伴うベースサージ、火砕流の発生、溶岩流・溶岩ドームの形成などを想定した。これら火山現象のうち、噴石、ベースサージ及び火砕流は防災対策を検討する上で重要度の高いものである。

アトサヌプリ火山はマグマの粘性が非常に高いため、マグマ噴火では、溶岩ドームの形成や流走距離の短い溶岩流を形成する特徴がある。約5,500年前のリシリでは、山体形成中に火砕流を起こす噴火が発生し、溶岩流を噴出したと考えられている。この火砕流は5km遠方まで達しており、噴煙柱が崩壊して発生したものと推測できる。

ウ 噴火場所

活動時期が明らかにされている2回の水蒸気噴火は、既存の溶岩ドーム（新旧アトサヌプリ）で発生している。約1万年前以降のマグマ噴火による溶岩ドームは、広い範囲で形成されている。しかし、約6,000年前以降のリシリ、マクワンチサップ及びアトサヌプリの溶岩ドームは外輪山に囲まれたアトサヌプリカルデラ内に位置し、アトサヌプリ火山の北東の領域に集中している。特に最近3回のマグマ噴火は、アトサヌプリとマクワンチサップで噴火場所としては近接している。

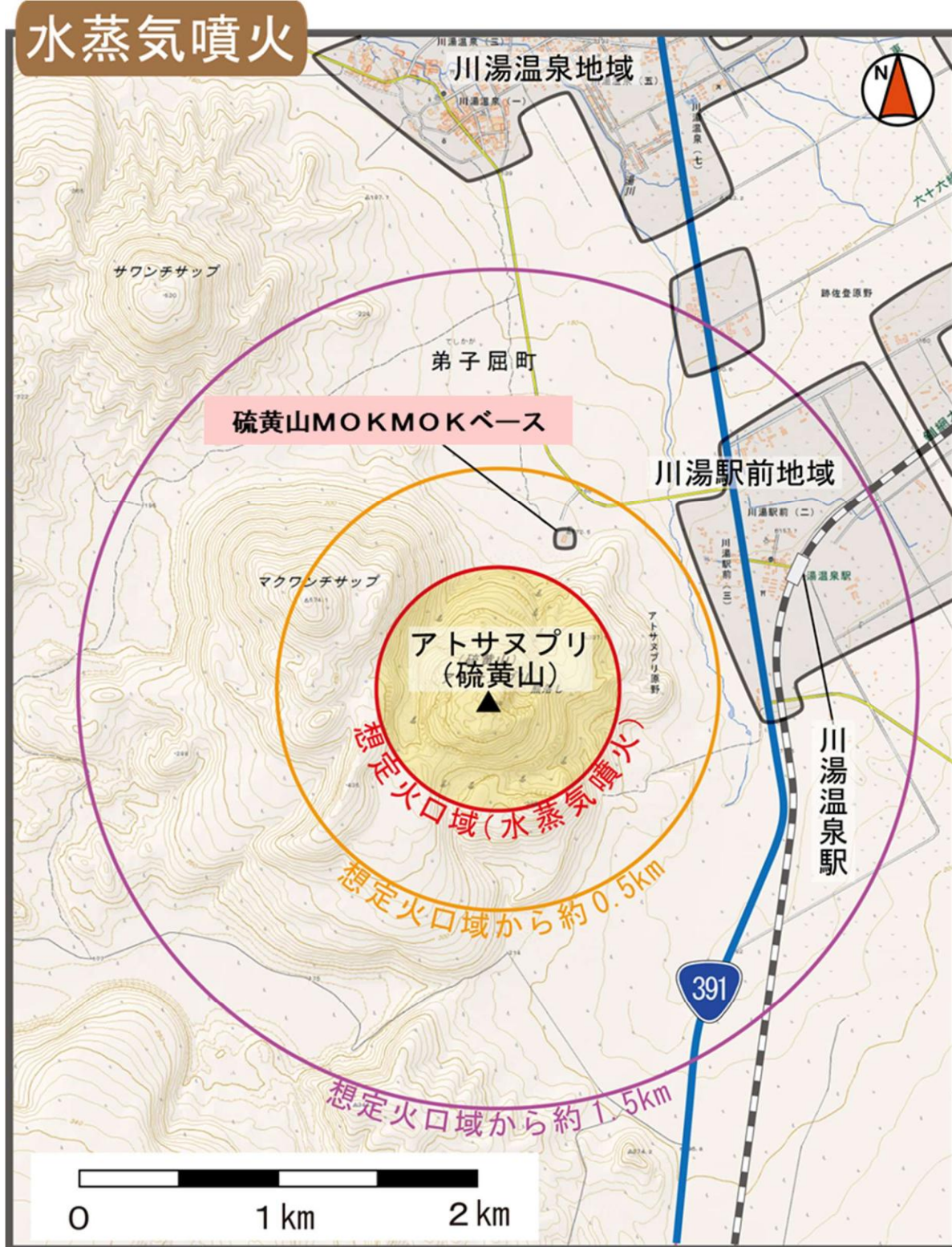
これらの過去の噴火実績等により、2021年に協議会では、リシリ、アトサヌプリ及びマクワンチサップを中心とした領域を噴火する可能性の高い範囲として「火山防災対策を検討するためのアトサヌプリの噴火シナリオ」として、次の2つのケースを想定している。

(ア) ケース1：アトサヌプリ（硫黄山）周辺で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

ケース1の水蒸気噴火は、熱活動の高まりで発生することを想定した。現在も活発な噴気活動が確認できる地点はアトサヌプリ周辺で、リシリ北部の湯沼周辺では、弱い噴気がみられる程度である。

本シナリオでは、想定される噴火場所をアトサヌプリ周辺で噴気活動が認められる地熱活動域とした。

■図4 想定する噴火場所（ケース1）



【出典：気象庁「噴火警戒レベルリーフレット」】

(イ) ケース2：アトサヌプリ及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

ケース2のマグマ噴火は、新たな溶岩ドーム形成を想定とするが、噴火場所を特定することは難しい。しかし、約6,000年前以降の溶岩ドームは、外輪山に囲まれたアトサヌプリカルデラ内に位置し、アトサヌプリ火山の北東の領域に集中している。特に最近3回のマグマ噴火は、新旧アトサヌプリ及びマクワンチサップであり、次のマグマ噴火もこの周辺で発生する可能性が高いと判断した。この範囲はアトサヌプリ防災マップの想定火口範囲と同じであることから、本シナリオのケース2では防災マップの想定火口範囲を想定される噴火場所とした。

ただし、次のマグマ噴火は想定される噴火場所以外で発生する可能性もあることに注意が必要である。

■図5 想定する噴火場所（ケース2）



【出典：気象庁「噴火警戒レベルリーフレット」】

(2) 想定する火山現象

水蒸気噴火に伴う火山現象として、防災対策を検討する上で重要度の高い噴石に着目している。

マグマ噴火に伴う火山現象としては噴石のほか、約5,500年前のリシリの溶岩ドーム形成時に発生した火砕流及びアトサヌプリ火山周辺の豊富な地下水の影響によるベースサージの発生を想定している。

その他、噴火警報は発生を確認してから避難するのでは間に合わない主な火山現象として「大きな噴石」「火砕流」「融雪型火山泥流」を対象としている。アトサヌプリ火山においても同様であるが、火山泥流については過去の堆積物の分布が局所的であることや溶岩ドームの標高が高くないことから、本シナリオでは「融雪型火山泥流」を着目する現象とはしなかった。しかし、アトサヌプリ周辺では地下の浅所に温泉水や地下水の存在が知られており、火口が溶岩ドームの麓など標高の低い場所に開いた場合は、熱せられた泥水が火口から直接噴出する火山泥流の可能性があるほか、火山灰等の堆積後には降雨に伴う泥流（土石流）に対する警戒が必要である。

また、アトサヌプリ溶岩ドーム周辺では平時においても火山ガスが常時噴出しており、気象条件により窪地に高濃度の火山ガスが滞留する可能性があり注意が必要である。

(3) 影響範囲（噴火の規模）

アトサヌプリ火山では過去の地質調査による噴石の飛散データはないため、想定火口域に住居や道路・鉄道、観光客の集客施設が近接していることを考慮し、ごく小規模な噴火による「噴石」の影響範囲を500m、小規模な噴火による噴石の影響範囲を1.5kmと想定している。

また、過去リシリで発生した噴火で火砕流が約5kmまで到達していることから、規模の大きな噴火の影響範囲はベースサージや火砕流の到達範囲を基に約6kmと想定している。

噴火の規模・影響範囲によりケース1を4つのステージ、ケース2を3つのステージに分け想定している。

ア ケース1：アトサヌプリ（硫黄山）で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

(ア) ステージ1：地震活動や熱活動の高まりなどにより、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される（過去事例なし）。

⇒火口周辺に影響の可能性

噴石の飛散：火口周辺の可能性

(イ) ステージ2：ごく小規模な噴火が発生

（過去事例なし）

⇒火口周辺及び居住地域の近くまで重大な影響

噴石の飛散：火口から500m程度

(ウ) ステージ3：ごく小規模な噴火が頻発する等、さらに規模の大きな噴火が発生する可能性が高まる。

（過去事例なし）

⇒居住地域に重大な影響の可能性

噴石の飛散：火口から1.5km程度の可能性

(エ) ステージ4：小規模な噴火が発生（数百年前の噴火：熊落とし火口の形成）

⇒居住地域に重大な影響

噴石の飛散：火口から1.5km程度

イ ケース2：アトサヌプリ（硫黄山）及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

(ア) ステージ1：マグマの上昇を示す有感地震の多発や顕著な地殻変動等、規模の大きな噴火が発生する可能性が高まる。

（過去事例なし）。

⇒居住地域に重大な影響の可能性

ベースサージや火砕流：火口から6km程度の可能性

（発生する噴火の規模が不明のため、最大規模の設定とする。）

(イ) ステージ2：小規模噴火が発生

（過去事例なし）

⇒居住地域に重大な影響

噴石の飛散：火口から1.5km程度

(ウ) ステージ3：中～大規模噴火が発生し、ベースサージや火砕流が発生

（6,000年前の噴火：リシリ形成）

地盤の隆起や地割れなど急激な地殻変動により、噴火の発生が切迫

（1,500年前の噴火：硫黄山形成）

⇒より広範囲な居住地域に重大な影響

ベースサージや火砕流：火口から6km程度

4. ハザードマップ

避難計画を策定する上で、想定される噴火シナリオや発生が考えられる火山現象とその影響を及ぼす地域などを整理しておくことは重要であり、アトサヌプリにおいては、噴火時の噴石について協議会で作製している。

防災マップでは、小規模な水蒸気噴火の危険区域を示し、マグマ噴火については、過去の噴火事例として、1万年以内の溶岩ドームの形成やリシリの火砕流に触れている。最近の6,000年ではリシリ、旧アトサヌプリ、マクワンチサップ、新アトサヌプリの4個の溶岩ドームが形成されており、溶岩ドーム形成の平均間隔は約1,500年である。最新の溶岩ドーム（新アトサヌプリ）形成からは、既に1,000年経過している。

前回のマグマ噴火からの経過時間、最近のマグマ活動の事例を考えると、次のマグマ噴火に対する防災対策を検討することは重要である。

今後、大学等研究機関の調査結果や火山噴火緊急減災砂防計画ワーキンググループの検討結果を取り入れるなど、土砂移動等も考慮した被害想定についても考慮・検討していく。

第3節 噴火警戒レベル

1. 噴火警戒レベルの区分け

噴火警戒レベルは、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の危険が及ぶ範囲を基に表3・4のとおり設定されている。

■表2 ケース1：アトサヌプリで発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（居住地域側）	居住地域及びそれより火口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散。 過去事例：数100年前の噴火（熊落とし火口の形成）
			4 (高齢者等)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	●ごく小規模な水蒸気噴火の頻発や地震活動や熱活動のさらなる高まり等により、さらに大きな水蒸気噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口近から居住地域	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） ・高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要 ・入山規制等危険な地域への立入規制等	●ごく小規模な噴火が発生し、大きな噴石がアトサヌプリ（硫黄山）火口から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ●地震活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ（硫黄山）火口でごく小規模な噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） ・火口周辺への立入規制等	●地震活動や熱活動の高まり等により、アトサヌプリ（硫黄山）火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	●火山活動は静穏

■表3 ケース2：アトサヌプリ及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれぞれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●ベースサージや火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。 過去事例：約6000年前の噴火（リシリの形成） ●急激な地殻変動（地盤の隆起や地割れ）等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例：約1500年前の噴火（硫黄山の形成） ●小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1.5km程度まで飛散。 過去事例：数100年前の噴火（熊落とし火口の形成）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要	●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口近から居る	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） ・高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要 ・入山規制等危険な地域への立入規制等 	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階での発表ではなく、噴火警戒レベル5から下げる段階で状況に応じて発表する。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） ・火口周辺への立入規制等 	【レベル2の発表について】 レベル2は、火山活動が高まっている段階での発表ではなく、噴火警戒レベル6から下げる段階で状況に応じて発表する。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順に確認、防災訓練への参加等） ・状況に応じて火口内への立入規制等 	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏 ●山体深部へのマグマ噴火供給を示す地殻変動 過去事例：1994年3月～10月の地震増加及び同時期の地殻変動

2. 警戒レベル引き上げ・引き下げの考え方

各噴火警戒レベルの引き上げ・引き下げは、気象庁の噴火警戒レベル判定基準により実施される。

表4・5に示す噴火シナリオは、噴火警戒レベル判定の考え方を示したものである。アトサヌプリの噴火警戒レベル判定基準の詳細は、以下の気象庁ホームページを参照する。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_ki_junn/keikailevelki_junn.html

■表4 ケース1：アトサヌプリで発生する小規模噴火（水蒸気噴火）

継続期間	活動前	数ヶ月～数年	数日～数ヶ月	数時間～数日	数日～数ヶ月	数ヶ月～数年
噴火活動の想定	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弱い噴気活動 	<p>【火山活動高まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熱活動の高まり ○地震活動の活発 	<p>【ごく小規模噴火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ごく小規模な水蒸気噴火の発生 ■噴石は火口から 500m程度まで 	<p>【火山活動のさらなる高まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ごく小規模な噴火の繰り返し ○火山ガス放出量の増加 ○有感地震発生 ○熱活動活発化 	<p>【小規模噴火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小規模な水蒸気噴火の発生 ■噴石は火口から 1.5km程度まで 	<p>【火山活動の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熱活動の低下 ○地震活動の低下
時期	静穏期	活動活発化期	ごく小規模な噴火期	更なる活動活発化期	小規模な噴火期	噴火終息期
噴火警報等	噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報	噴火警報	噴火警報	噴火予報
噴火警戒レベル (参考例)	レベル1（活火山であることに留意）	レベル2（火口周辺規制） 火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生わずかな可能性	レベル3（入山規制） 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	レベル4（高齢者等避備） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される	レベル5（避難）※ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生	レベル2～5→1（活火山であることに留意）
基本的な応急対策 (参考例)	規制なし	火口想定域内の立入規制等	火口から 500m以内の立入規制	火口から 1.5km 以内の居住地域の <u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備</u>	火口から 1.5km 以内の居住地域の住民の避難※	段階的に解除

■表5 ケース2：アトサヌプリ及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

継続期間	活動前	数ヶ月～数年	数日～数ヶ月	数ヶ月	数日～数ヶ月	数年	
噴火活動の想定	<p>【平常時】 ○弱い噴気活動</p>	<p>【深部へのマグマ供給】 ○山体の膨張を示すわずかな地殻変動 ○深部での火山性地震の増加</p>	<p>【浅部へのマグマ上昇】 ○浅部の膨張を示す大きな地殻変動 ○火山性微動発生 ○浅部での火山性地震増加（有感地震等）</p>	<p>【小規模噴火】 ■小規模な水蒸気噴火の発生 ■噴石は火口から1.5km程度まで</p>	<p>【中～大規模噴火】 ○ごく浅部へのマグマ上昇 ■マグマ水蒸気噴火の発生 ■マグマ噴火 ■ベースサージ、火砕流の発生</p>	<p>【溶岩ドームの形成】 ■爆発</p>	<p>【火山活動の低下】 ○熱活動の低下 ○地震活動の静穏化 ○地殻変動は収縮</p>
		<p>マグマの蓄積・浅部への上昇の過程に先行して、硫黄山周辺の活動が活発化する可能性あり</p>					
時期	静穏期	活動活発化初期	活動活発化期	小規模噴火期	中・大規模噴火期	中・大規模噴火期	噴火終息期
噴火警報等	噴火予報	噴火警報	噴火警報	噴火警報	噴火警報	噴火警報	噴火予報
噴火警戒レベル（参考例）	レベル1（活火山であることに留意）	レベル1→4（高齢者等避難） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される	レベル5（避難）※ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生	レベル5（避難）※ より広域な居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫又は発生	レベル5（避難）※ または引き下げ	レベル4～5→1（活火山であることに留意）	
基本的な応急対策（参考例）	規制なし	火口から6km以内の居住地域の高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備	火口から1.5km以内の居住地域の住民の避難 火口から6km以内の居住地域の高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備 状況に応じて規制範囲の縮小※	火口から6km以内の居住地域の住民の避難 状況に応じて規制範囲の縮小※		段階的に規制解除	

3. 噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方

アトサヌプリの噴火警戒レベルは、小規模な水蒸気噴火と中～大規模なマグマ噴火による2つのケースを想定しており、噴火場所、伴う火山現象や影響範囲が大きく異なる。このため、噴火警戒レベルに応じた防災対応については、ケース毎の噴火警戒レベルに応じた防災対応が変わってくる。

本計画における基本的な考え方としては、各ケースにおける噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応を整理することとするが、各ケースの推移は一つの想定であり、必ずしも起こりえるすべての現象やその推移を網羅したものでないことに注意が必要である。さらに、マグマ噴火に着目してアトサヌプリ周辺における火山活動が活発化する、すなわち水蒸気噴火（ケース1）からマグマ噴火（ケース2）に移行する可能性も考慮する必要がある。

第2章 事前対策

第1節 防災体制の構築

1. 北海道及び町の防災体制

アトサヌプリ火山防災協議会を構成する北海道及び各町は、噴火時等において火山活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

アトサヌプリの噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、アトサヌプリの活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するため、北海道及び各町は、それぞれの判断で災害対策本部等を設置する。噴火警戒レベルに応じた体制は以下のとおり。

(1) 情報連絡体制

噴火警戒レベルが2以上に引き上げられるまでに至らない場合でも、地震活動や噴気活動の活発化等の状況に応じ、気象庁から「火山の状況に関する解説情報」又は「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることもある。当該情報が発表された場合、防災・危機管理部門を中心に情報連絡室を設置し、庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

(2) 情報連絡本部設置

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

(3) 警戒体制

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、北海道・各町は災害対策本部（第1非常配備）等を設置し、防災部門の他、庁内の関係部署が連携し関係機関との情報共有、災害対応ができる体制をとる。

(4) 非常体制

噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられた場合、北海道・各町は災害対策本部（第3非常配備）等を表6のとおり設置し、全庁体制で関係機関と連携し災害対応を実施できる体制をとる。

■表6 地域防災計画における体制（標準）

噴火警戒レベル	北海道	釧路・オホーツク 総合振興局	弟子屈町	清里町
	通常体制			
レベル1	火山の状況に関する解説情報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表時には情報連絡室を設置			通常体制
レベル2	災害対策連絡本部設置前 （第1非常配備）		情報所 噴火前は1種警戒、 噴火後は1種初動	情報連絡室 （第1非常配備）
レベル3	災害対策連絡本部（第2非常配備）		災害対策本部 噴火前は1種警戒、 噴火後は1種初動 （第1非常配備）	情報連絡室 （第2非常配備）
レベル4	災害対策本部 （第3非常配備）		災害対策本部 （第2／3非常配備）	災害対策本部 （第3非常配備）
レベル5				

2. アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の役割

アトサヌプリ火山防災協議会の規約は、別紙第1のとおりである。

また、噴火時等において、協議会の構成機関が、混乱なく迅速に情報伝達・共有や避難等の防災対応を実施できるように、あらかじめ、それぞれの役割を各機関相互で理解しておき、体制のとり方や防災対応の流れを次のとおり定める。

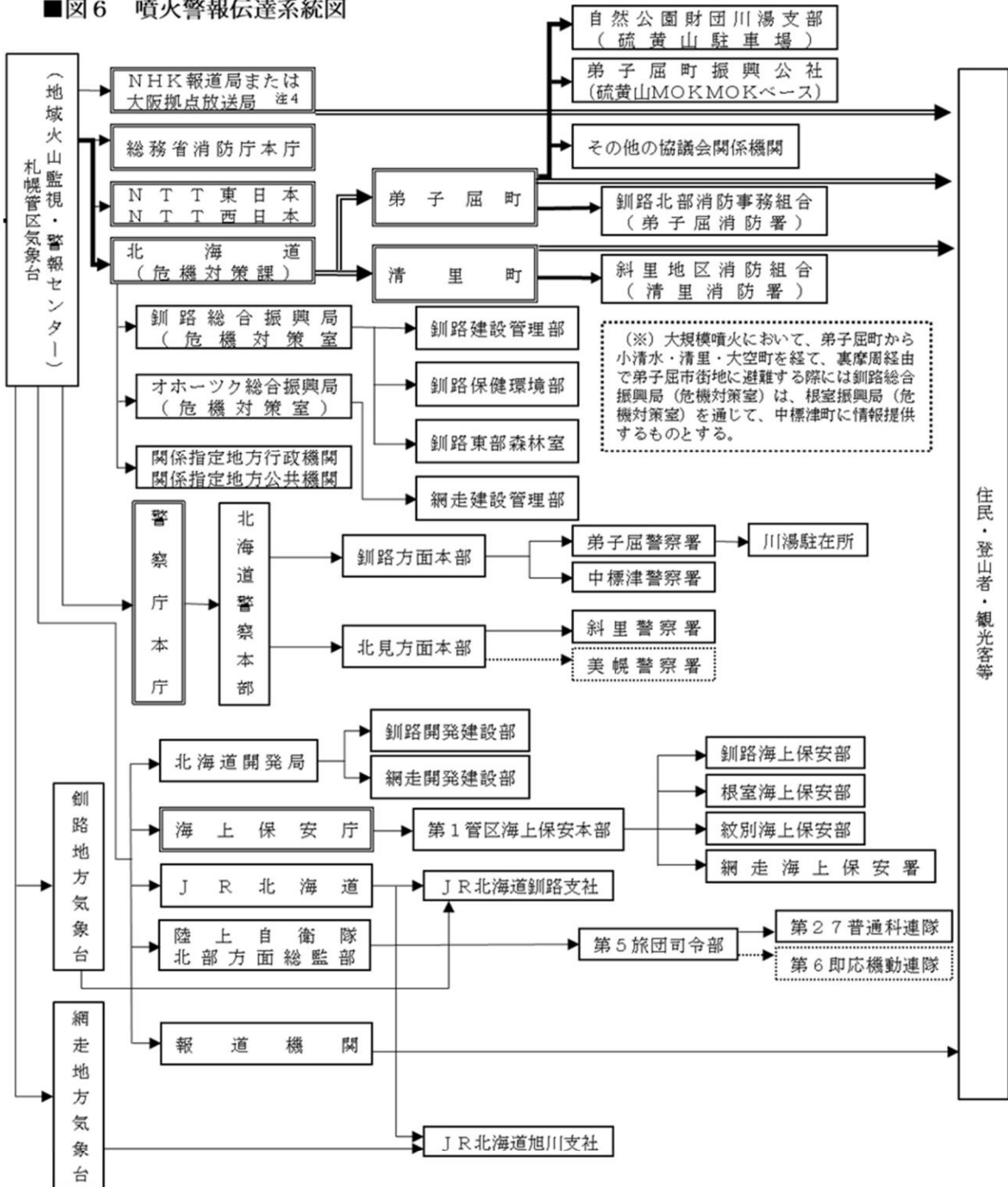
(1) 北海道及び各町の防災体制

北海道及び各町は噴火時等において火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

ア 情報連絡体制（情報連絡室の設置等）

異常現象の発生や臨時と付記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）の発表、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）、噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警戒が発表される等、山頂部や山腹に影響がある噴火が発生、又は発生する可能性があり、災害が発生することが予想される場合は、情報連絡体制をとる。噴火警報伝達系統を図6に示す。

■図6 噴火警報伝達系統図



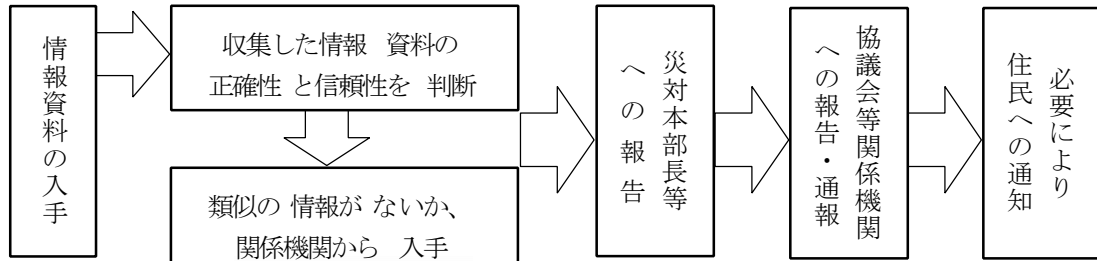
- 注
1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 2. 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」および「火山の状況に関する開設情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法（以下「特措法」という。）第12条によって、通報もしくは伝達の措置が義務付けられている伝達経路
 3. 二重線は、上記の特措法の規定に加えて、気象業務法第15条の二によって特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 4. あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は該当する地方放送局へ通知する。

噴火による被害や避難者が発生した場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制に移行する。

(ア) 情報の入手

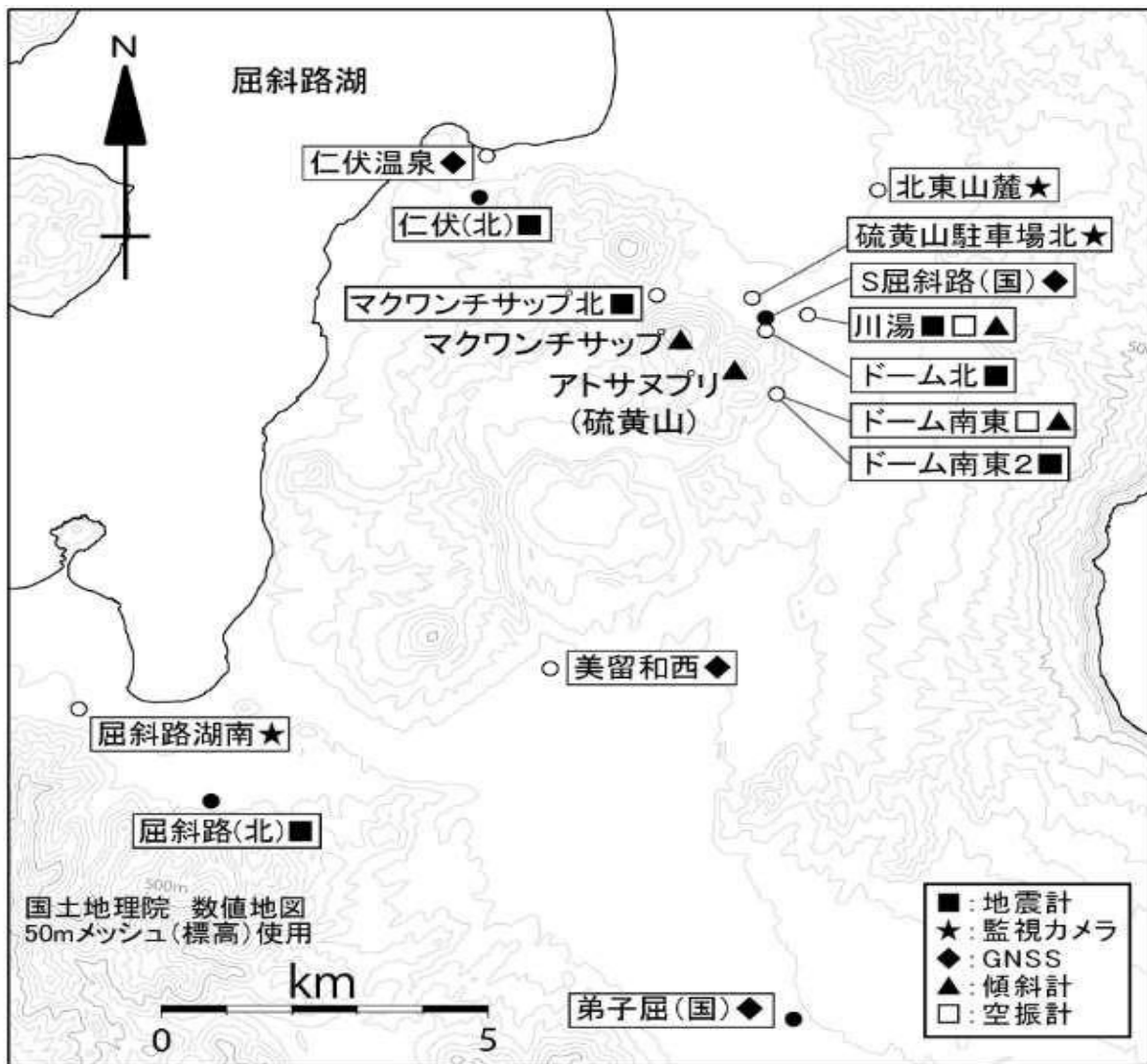
区分	機関名
観測機関	札幌管区気象台、釧路地方気象台、網走地方気象台
現地の公共機関	釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所、根釧西部森林管理署
現地の観光等施設	硫黄山MOKMOKベース、自然公園財団川湯支所、各集客施設
その他	住民、観光客等

(イ) 情報の分析、報告・通報



アトサヌプリ近傍の火山観測施設は、図7及び表7～9のとおりである。

■図7 アトサヌプリ近傍の火山観測施設



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。

(国): 国土地理院、(北): 北海道大学

【出典: 気象庁HP】

■表7 アトサヌプリ近傍の火山観測施設

No.	観測機器	観測点名 (設置機関)	設置場所等
1	地震計	仁伏 (北大)	仁伏
2	地震計	屈斜路 (北大)	屈斜路研修センター付近
3	地震計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
4	地震計	ドーム北 (気象庁)	硫黄山溶岩ドーム
5	地震計	マクワンチサップ北 (気象庁)	マクワンチサップとサワンチサップの中間付近
6	地震計	ドーム南東2 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
7	傾斜計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
8	傾斜計	ドーム南東 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
9	GNSS	S屈斜路 (国土地理院)	硫黄山MOKMOKベース付近
10	GNSS	美留和西 (気象庁)	美留和西
11	GNSS	仁伏温泉 (気象庁)	林業多目的センター
12	空振計	川湯 (気象庁)	旧川湯駅前小学校
13	空振計	ドーム南東 (気象庁)	硫黄山南東 (旧登山道入口付近)
14	監視カメラ (可視)	北東山麓 (気象庁)	川湯 (東14号道沿い)
15	監視カメラ (可視・熱映像)	硫黄山駐車場北 (気象庁)	硫黄山駐車場の北側森林内
16	監視カメラ (可視)	屈斜路湖南 (気象庁)	屈斜路研修センターの南西400m

■表8 アトサヌプリ近傍の震度観測施設

No.	観測機器	観測点名 (設置機関)	設置場所等
1	強震計 (K-NE T)	弟子屈町弟子屈 (防災科学技術研究所)	摩周観光文化センター付近
2	強震計 (K-NE T)	弟子屈町サワンチサップ (防災科学技術研究所)	仁伏オートキャンプ場付近

■表9 関係する主な気象官署

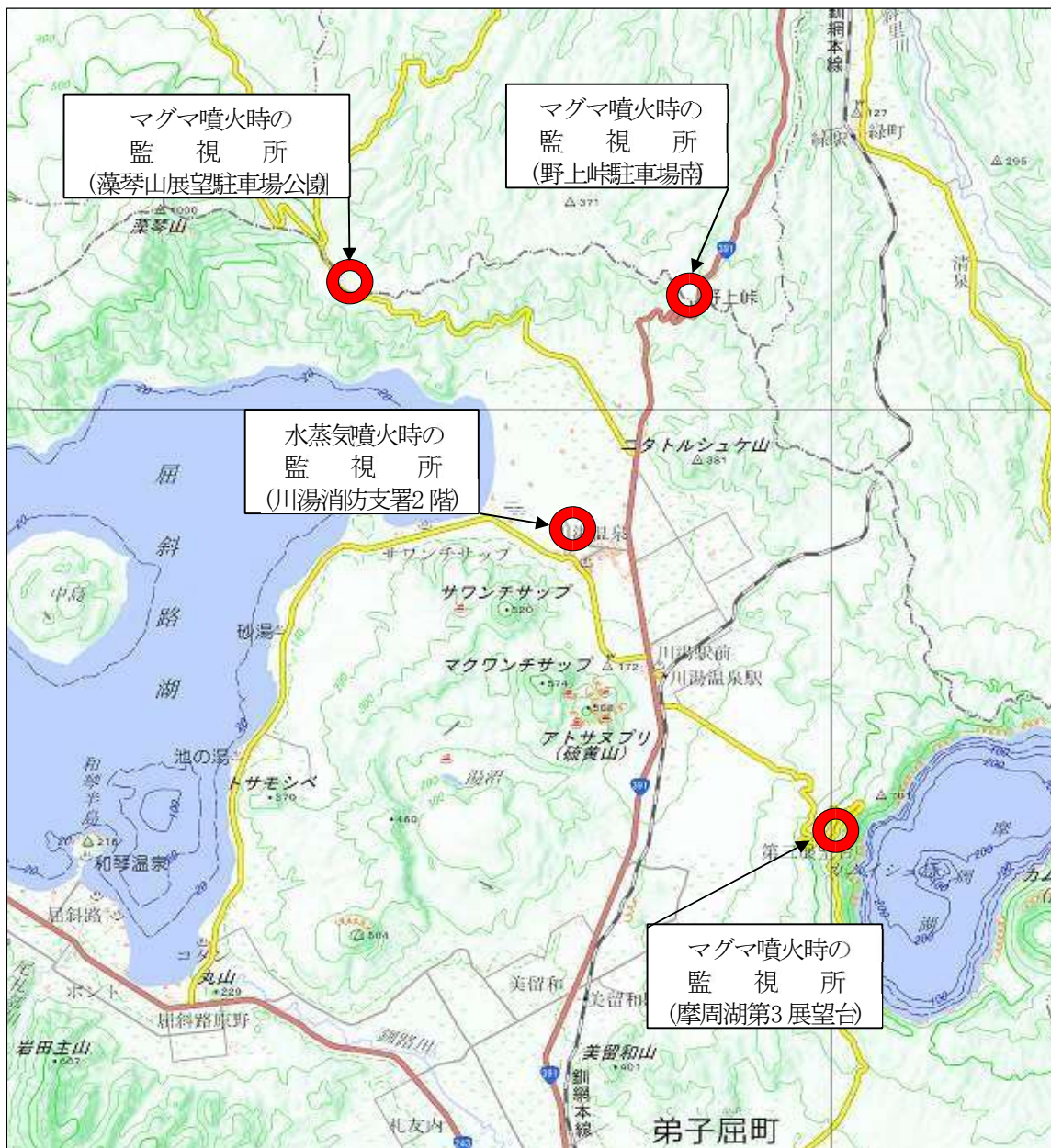
No.	機関・部署名	所在地	連絡先
1	札幌管区気象台気象防災部 地域火山監視・警報センター	札幌市中央区北2西18-2	011-611-2421 「夜間・土日休日を除く。」
2	釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 合同庁舎9F	0154-31-5146
3	網走地方気象台	網走市台町2丁目1-6	0152-43-4349
発見者通報ダイヤル			0570-015-024 (24時間)

(ウ) 火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化

気象庁は、アトサヌプリの火山活動が活発化した場合には、観測を強化するとともに、弟子屈町に職員を派遣して体制を強化する。

この際、弟子屈町は、川湯駅前地区から住民等が避難した以降は、図8に示す「川湯消防支署2階会議室」「藻琴山展望台 駐車場」「野上峠駐車場南」及び／又は「摩周湖第3展望台」において監視を強化する。

■図8 弟子屈町が現地対策本部等を設置する監視所候補地 【出典：国土地理院タイルに情報を追記】



3. 噴火警戒レベルと防災対応の整理

(1) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

第1章第3節3. 噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方に基づき対応する。

噴火警戒レベルに応じた防災対応については、表10のとおりである。

■表10 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火警戒レベル	北海道 (釧路・オホーツク総合振興局)	弟子屈町	清里町
レベル1	注意喚起、訓練、意識啓発		
レベル2	火口周辺規制状況の把握	火口周辺規制の実施、登山道の閉鎖	規制範囲の周知
レベル3	立入規制状況等の把握	立入規制の実施	
レベル4	避難状況の把握・整理	要配慮者の避難の発令、避難の準備の呼びかけ、帰宅支援	
レベル5		避難指示の発令	

(2) アトサヌプリ火山防災協議会の対応

ア 噴火警戒レベル1の対応

(ア) 平時の場合

- a 定例会（火山防災協議会、コアグループ会議）開催
- b 火山に関する情報の収集及び異常現象等の各種情報共有
- c アトサヌプリ火山防災計画の改訂に係る検討
- d 防災訓練の企画・実施

(イ) 気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

- a 必要により実務者（学識経験者も参加）によるコアグループ会議を開催し、関係機関と情報の共有、住民・登山者、旅行者等への注意喚起
- b 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

イ 噴火警戒レベル2の対応

(ア) 実務者（学識経験者も参加）によるコアグループ会議を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有するとともに防災関係機関の体制を確認し、今後の防災対応に関して協議

(イ) 弟子屈町が行う火口周辺規制等の防災対応に関する調整・確認、住民、登山者、旅行者等への注意喚起や風評被害が発生しないために旅行者・登山者・報道関係機関等へ正しい情報提供

(ウ) 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル2に引き上げられたことを伝達し、情報を共有

(エ) 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

ウ 噴火警戒レベル3の対応

(ア) 実務者（学識経験者も参加）によるコアグループ会議を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有するとともに防災関係機関の体制を確認し、今後の防災対応に関して協議

(イ) 協議会の構成機関との情報連絡体制を強化し、弟子屈町が行う立入規制（アトサヌプリ（硫黄山）から500m以内）、道路規制等の防災対応について調整・確認するとともに、登山者、旅行者等への情報提供、避難誘導の実施等に関する助言

(ウ) 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル3に引き上げられたことを伝達、情報を共有し、あわせて避難を支援

(エ) 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

(オ) 積雪期には、必要に応じ避難経路確保のための除雪作業に関する調整・助言

エ 噴火警戒レベル4・5の対応

(ア) 協議会の構成機関は、北海道又は災害対策現地合同本部に所管事務の一部が委嘱された場合は、必要な要員を北海道の要請に基づき災害対策現地合同本部等に派遣し情報を共有。また、今後の防災対応について協議し、必要により、北海道が主催する合同会議を開催

(イ) 各町等が実施する防災対応を確認、助言・支援するとともに協議会の構成機関が連携して実施すべき道路規制等に関する調整・統制を実施

(ウ) 国の緊急災害現地対策本部等が設置され火山災害警戒合同会議等が開催される場合、協議会の構成機関は合同会議に参加し国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、今後の防災対応に関し協議

(エ) 合同会議（国、北海道、各町、防災関係機関、学識経験者等で構成）等の協議事項

a 噴火警戒レベル4

- (a) 火山活動状況の分析
- (b) 噴火活動の見通し
- (c) 避難が必要となる時期、範囲
- (d) 避難手段、経路、避難所
- (e) 住民、報道関係機関への情報発信等

b 噴火警戒レベル5

- (a) 火山活動状況の分析
- (b) 噴火活動の見通し
- (c) 避難が必要な範囲の拡大、縮小
- (d) 避難手段、経路、避難所
- (e) 住民、報道関係機関への情報発信等

アトサヌプリで噴火災害が発生した時、若しくは発生が予測（噴火警戒レベル4以上）され、各町に災害対策本部が設置された場合は、所管事務の一部を北海道又は災害対策現地合同本部に委嘱する。

オ 突発的な噴火時の対応

(ア) 救助活動に係る市町村は、災害対策本部（第3非常配備）を開設するとともに現地合同本部に参集し、協議会の救助活動関連機関等と今後の対応を協議

(イ) 突発的な噴火等により要救助者や負傷者が発生した場合は、救助活動の実施に関する調整・助言、必要により救助活動を統制

(ウ) 救助活動関連機関は、北海道（釧路・オホーツク総合振興局）、周辺市町村、救助部隊（自衛隊、警察及び消防）、気象庁、開発局、学識経験者等であるが、その他の協議会構成機関にも連絡し、会議等に参加を希望する機関については参加できるものとする。

4. 広域一時滞在等の体制構築

火山現象が広範囲にわたって影響を及ぼすことが想定される場合、住民等の避難について町境を越える広域避難（広域一時滞在）等が求められる。

弟子屈町は、北海道や釧路・網走管内の市町村と相互間の応援に関する協定並びに覚書を締結しており、広域避難（広域一時滞在）等における避難者の輸送方法、避難所の確保、物資の提供等について連携体制を構築している。

関係協定等は、別紙第3～第5のとおり。

5. 地域ごとの避難計画

(1) 水蒸気噴火

表11のとおり。

(2) マグマ噴火

表12のとおり。

■表 11 地域ごとの避難計画（水蒸気噴火）

噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル1 (活火山であることに留意)	気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表	<ul style="list-style-type: none"> 噴火した場合の対応について、役場総務課から情報伝達 硫黄山 MOKMOK ベース、川湯駅前自治会長、川湯地域連合自治会の会長、観光協会、川湯運営協会等に連絡 地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板 町のホームページによる広報 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火した場合の対応について、全従業員に対する教育の徹底 自然公園財団（硫黄山駐車場管理）との情報共有 地下室（指定緊急避難場所）の備蓄品の点検（メガホン、ラジオライト、ヘルメット、備蓄水、保存パン等） 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火した場合の対応について、全従業員に対する教育の徹底 噴火に備えて物心両面の準備 川湯駅前自治会長との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火に備えて物心両面の準備 地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板 町のホームページによる広報 水蒸気噴火による噴石への備え マグマ噴火となった場合の避難の心構え 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火に備えて物心両面の準備 地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板 町のホームページによる広報 水蒸気噴火による降灰への備え マグマ噴火となった場合の避難の心構え 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火に備えて物心両面の準備 地域住民に対する注意喚起のチラシ配布又は回覧板 町のホームページによる広報 マグマ噴火となった場合の避難の心構え 	
レベル2 (火口周辺規制)	<p>気象庁が「噴火警報レベル2（火口周辺規制）」を発表（水蒸気噴火の想定火口から駐車場付近までが危険）</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口内等で熱活動が高まり、火口周辺に影響を及ぼす噴火が予想される。 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 J R 釧網線が運休になる可能性あり 川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置 硫黄山 MOKMOK ベースの閉鎖要請 つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口）の通行規制要請 旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口 2 箇所の通行規制状況の確認及び青葉トンネル入口の通行規制実施 	<ul style="list-style-type: none"> 硫黄山 MOKMOK ベース内及び近傍において従業員が避難指示「噴火警報発表、火口周辺は噴石により危険な状況です。硫黄山 MOKMOK ベースを閉鎖するので、直ちに避難してください。」 車両による観光客＝自力避難避難方向は避難開始後に国道 391 号及び道道 52 号（屈斜路湖及び摩周湖方向）が通行規制となった場合は、災害対策本部からその旨が伝達される。 徒歩による観光客＝他力本願により他の車両観光客に同乗を依頼する。又は川湯温泉街へ徒歩により自力避難する。 硫黄山 MOKMOK ベース観光客全員の避難を確認後、施設の施設、電気のブレーカ、水道、ガス等の停止を確認後、施設を閉鎖し、弟子屈町振興公社事務所に報告 ↓ 弟子屈町振興公社事務所は、硫黄山 MOKMOK ベースの閉鎖と観光客の避難状況を災害警戒本部に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員、宿泊客への正確な情報の伝達（パニック防止） 全従業員に対する教育の徹底 宿泊客への注意喚起 つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口）の通行規制について宿泊客に通知 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり。 当ホテルも含めて川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 川湯駅前住民の対応自治会長等による住民への情報の伝達 宿泊・飲食店従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。） つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口）の通行規制について 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり。 川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性があるため、今後の火山活動によっては営業を停止する。 レベル 4（高齢者等避難）又はレベル 5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について 今後の火山活動によっては、営業を停止 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長、施設管理者等による住民、利用客への情報の伝達 つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口）の通行規制について 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり。 川湯温泉街・仁伏及び跡佐登地域は、まだ安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長、施設管理者等による住民、利用客への情報の伝達 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり。 美留和地区は、まだ安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長、施設管理者等による住民、利用客への情報の伝達 今後、道道 52 号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制になる可能性あり。 今後、J R 釧網線が運休になる可能性あり。 砂湯～コタン地区は安全であるが、今後の火山情報に注意

噴火警戒レベル	状況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル3 (入山規制)	<p>気象庁が「噴火警報（レベル3「入山規制」）」を公表（水蒸気噴火の想定火口から約500m程度までが危険）</p> <p>【想定される状況】</p> <p>ごく小規模な噴火により大きな噴石が火口から500m以内まで飛散</p> <p>道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制</p> <p>国道391号が通行規制になる可能性あり。</p> <p>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</p> <p>今後、規模の大きな水蒸気噴火により川湯駅前地域にも噴石や降灰の可能性あり。</p>	<p>□災害対策本部の設置</p> <p>・硫黄山 MOKMOK ベースの閉鎖要請（継続）</p> <p>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山レストハウス取付道入口）の通行規制要請（継続）</p> <p>旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口2箇所、アトサ外周登山道と池の湯北遊道との分岐点）の通行止め（継続）</p> <p>国道391号の通行規制に係る調整</p> <p>状況によりJR釧網線の運休調整</p> <p>硫黄山 MOKMOK ベースに避難者が取り残された場合は、自衛隊に「避難者輸送に関する災害派遣」を要請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>避難先は、原則的に川湯ふるさと館とする。</p> <p>・川湯ふるさと館を使用できない場合には、川湯農村センターに避難させる。</p>	<p>□MOKMOK ベース従業員が避難指示「噴火警報発表、硫黄山が噴火しました。硫黄山 MOKMOK ベースを閉鎖します。間もなく川湯温泉と川湯駅前方向の道道52号は通行止めになります。直ちに避難してください。」</p> <p>◀車両による観光客▶ 自力避難。避難方向は避難開始後に国道391号及び道道52号（屈斜路湖及び摩周湖方向）が通行規制となった場合は災害対策本部からその旨伝達される。</p> <p>◀徒歩による観光客▶ 他の車両観光客に同乗を依頼する。又は川湯温泉街へ徒歩により自力避難</p> <p>◀自力避難できなかった者▶ MOKMOK ベース地下室に一時退避～MOKMOK ベース従業員が避難者の状況を把握</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>MOKMOK ベース従業員は、振興公社に報告（不在時は災害対策本部へ直接報告）→振興公社は、災害対策本部に報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>MOKMOK ベース従業員は、避難者の状況を把握して避難者名簿（簡易版）に記録。時間的なゆとりがあり、かつFAX又はスマートフォン等を使える場合は、その名簿を振興公社又は災害対策本部に送信する。 ↓</p> <p>[噴火が落ち着いたと判断できた場合]</p> <p>・避難者に車両での避難が可能であることを伝えて自主避難を促した後、社有車で川湯ふるさと館に一時避難する。</p> <p>・町の輸送バス等の到着を待つ。</p> <p>[噴石の規模が大きく危険と判断された場合]</p> <p>・噴石、火山灰等により移動困難な場合は、社有車を放棄</p>	<p>□パークウェイ従業員、宿泊客への正確な情報の伝達（パニック防止）</p> <p>全従業員に対する教育の徹底。宿泊客のチェックアウトへの対応</p> <p>・宿泊客への注意喚起</p> <p>今後の火山活動によっては、営業を中止して従業員の帰宅対応</p> <p>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</p> <p>今後、道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制</p> <p>今後、国道391号（川湯スタンド十字路～美留和ごみ処理場入口）が通行規制になる可能性あり。</p> <p>今後、大規模な水蒸気噴火により川湯駅前地域にも噴石が降る危険あり。</p> <p>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</p>	<p>□川湯駅前住民の対応自治会長等による住民への情報の伝達</p> <p>□宿泊・飲食店＝従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</p> <p>川湯駅前地域は、まだ比較的安全であるが、今後、小噴石、降灰の可能性があり、今後の火山活動によっては、営業を停止する。</p> <p>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について</p>	<p>□宿泊・飲食店従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</p> <p>→状況によっては、小噴石、降灰による停電、断水の危険がある。</p> <p>道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制</p> <p>国道391号が通行規制になる可能性あり。</p> <p>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</p> <p>今後、大規模な水蒸気噴火により川湯温泉街・仁伏・跡佐登地域にも噴石が降る危険あり。</p> <p>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</p>	<p>□宿泊・飲食店従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</p> <p>→状況によっては、小噴石、降灰による停電、断水の危険があることを注意喚起</p> <p>道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制</p> <p>国道391号が通行規制になる可能性あり。</p> <p>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</p> <p>今後、大規模な水蒸気噴火により美留和地域にも噴石が降る危険あり。</p> <p>レベル4（高齢者等避難）又はレベル5（避難）となった場合の道路規制箇所及び避難経路、指定緊急避難場所について情報提供</p>	<p>□宿泊・飲食店＝従業員、利用客への正確な情報の伝達（情報の錯綜を防止する。）</p> <p>→状況によっては、小噴石、降灰による停電危険がある。</p> <p>道道52号（川湯セイコーマート～硫黄山入口）が通行規制</p> <p>国道391号が通行規制になる可能性あり。</p> <p>今後、JR釧網線が運休になる可能性あり。</p>

噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル4 (高齢者等避難)	<p>気象庁が、噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」を発表</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震の急増・規模の増大等が認められ、ごく小規模な噴火が頻発、今後大きな噴火になる可能性が高まってきている。 水蒸気噴火により川湯駅前地域に大きな噴石が降る危険あり。 宿泊客への避難準備又は宿泊のチェックアウト J R 釧網線の運休 国道 391 号が通行止めとなる見込み。通行止め以降は川湯温泉街と美留和の間は通行できなくなる。 	<p>□災害対策本部の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> Jアラート、エリアメール、スピーカー等による「高齢者等避難」の呼びかけ「噴火警報、噴火警戒レベル4。アトサスプリに噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されました。弟子屈町は、川湯駅前地区の高齢者等に避難を命ずるとともに、それ以外の住民に対し避難準備を発令しました。要配慮者は直ちに避難を始めるとともに、その他の住民は今後の噴火に備えて、いつでも避難できるように準備を整えてください。また、川湯農村センターに避難所を準備するので、心配な方は早めに避難を始めてください。」（この他に、川湯小学校、川湯中学校、美留和小学校、美留和会館も避難所を準備するが、まだ開設しない。） 避難行動要支援者台帳等に登録してある者に対し、健康こども課、福祉課がケアマネージャー等を通じて、避難に関する呼びかけを行う。 <p>□消防署又は消防団による巡回広報（ホームページや回覧も活用）</p>	レベル2 又はレベル3 の状態で、既に避難済み。	<p>□パークウェイの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 全従業員に対する教育の徹底 宿泊客への情報伝達 水蒸気噴火により川湯駅前地域に大きな噴石が降る危険あり。 宿泊客の避難、予約キャンセルへの対応 J R 釧網線の運休 国道 391 号（川湯スタンド十字路口～美留和处理場入口）が通行規制となる見込み。通行規制以降は、市街地方向への移動は仁伏～屈斜路湖経由となる。 	<p>□川湯駅前住民の行動自治会長が各班長等に連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問して、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。 □宿泊・飲食店の行動 来客へ噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達 店の営業を継続するか、閉店するかを、関係者と協議する。 営業を継続する場合は、自らも避難できるように準備を整えておく。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。 	<p>□川湯温泉街・仁伏・跡佐登地域住民の行動自治会長が各班長等に連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等） □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。 温泉駅前以外の地域は、まだ安全である。 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。 	<p>□美留和地域住民の行動自治会長が各班長等に連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等） □宿泊・飲食店の行動 来場者への正確な情報の伝達 川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。 美留和地域は、まだ安全である。 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。 	<p>□屈斜路自治会地域、特に砂湯～コタン地域住民の行動自治会長が各班長等に連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等） □宿泊・飲食店の行動 来場者への正確な情報の伝達 川湯駅前地区に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された。 屈斜路（砂湯～コタン）地域は、まだ安全である。 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。

噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル5 (避難)	<p>気象庁が、噴火警報「噴火警戒レベル5(避難)」を発表(水蒸気噴火の想定火口から約1,500m程度までが危険)</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1,500m程度まで飛散 J R 釧網線の運休 国道391号が通行規制開始 	<p>□災害対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄山 MOKMOK ベースの閉鎖(継続) ・つつじヶ原自然探勝路(自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口)の通行規制(継続) ・旧登山道(元アズール付近の旧登山道入口2箇所、青葉トンネル入口)の通行規制(継続) ・Jアラート、エリアメール、スピーカ等による避難準備の呼びかけ「噴火警報(避難)、噴火警戒レベル5発表」。 「アトサヌプリに噴火警戒レベル5(避難)が発表されました。弟子屈町は、川湯駅前地区の住民に対し避難指示を発令しました。直ちに避難してください。また、川湯農村センター、美留和会館、川湯小学校、川湯中学校、美留和小学校に避難所を開設しました。」 □自衛隊に対する災害派遣要請(川湯駅前交流センターに一時避難した住民を川湯農村センター等に輸送) 	レベル2又はレベル3の状態 で、既に避難済み。	<p>□ホテルパークウェイの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員に対する教育の徹底 ・宿泊客の状況を最終確認 ・従業員の避難 ⇒避難先は川湯温泉街又は美留和～弟子屈市街地 	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問) 車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。この際、川湯駅前付近の国道391号を避けて通行するものとする。 避難時に近所に車に乗せてもらえる人がいない住民及び徒歩の観光客は、川湯駅前交流センターに一時避難する。 ↓ 役場が準備したバス又は自衛隊の災害派遣部隊により川湯温泉街の避難所へ輸送する。 □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、以下のことを伝達する。 「噴火警戒レベル5(避難)が発表された。硫黄山周辺と川湯駅前周辺は危険です。直ちに避難してください。」 閉店する際に、店舗の入口に、「閉店と避難先」を掲示する。 	<p>□川湯温泉街・跡佐登地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等) □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、以下のことを伝達する。 川湯駅前地区に噴火警戒レベル5(避難)が発表された。 川湯駅前以外の地域は、まだ安全である。 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。 	<p>□美留和地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等) □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、以下のことを伝達する。 川湯駅前地区に噴火警戒レベル5(避難)が発表された。 ・美留和地域は、まだ安全である。 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。 	<p>□屈斜路自治会地域、特に砂湯～コタン地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡⇒各班長は、班員に伝達(回覧板、チラシ等) □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、以下のことを伝達する。 川湯駅前地区に噴火警戒レベル「5(避難)」が発表された。 屈斜路(砂湯～コタン)地域は、まだ安全である。 国道391号(美留和处理場入口～スタンダ交点)が通行規制開始 道道52号(川湯市街～屈斜路コタン)は、まだ通行可能 今後の火山活動が、マグマ噴火へ進展する可能性がある場合には、その旨を利用客及び宿泊客に情報を伝達して、早期のチェックアウトへ対応する。 閉店する場合は、店舗の入口に、その旨を掲示する。

■表 12 地域ごとの避難計画（マグマ噴火）

噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル4 (高齢者等避難)	<p>気象庁が、噴火警報＝噴火警戒レベル4（高齢者等避難）（マグマ噴火の想定火口から6,000m内に重大な影響を及ぼす噴火の可能性が高まっている。）を発表</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等が発生 道道52号（摩周湖第1展望台～硫黄山～仁伏～コタン）が通行規制準備 国道391号（国道交点～国道391号駐車帯）が通行規制準備 J R 釧網線の運休準備 	<p>災害対策本部の設置協議会メンバー及び観光・商工・福祉関係機関へ報告・通報</p> <p>↓</p> <p>「高齢者等避難」発表</p> <p>つつじヶ原自然探勝路（自然探勝路入口～硫黄山 MOKMOK ベース取付道入口）の通行規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧登山道（元アズール付近の旧登山道入口2箇所、アトサ外周登山道と池の湯北遊道との分岐点）の通行規制 Jアラート、エリアメール、スピーカー等による「高齢者等避難」の呼びかけ <p>「噴火警報発表、高齢者等避難。アトサヌプリに噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されました。弟子屈町は、川湯地域全て及び美留和と屈斜路地区の住民に対し高齢者等避難を発令しました。要配慮者は、直ちに避難してください。それ以外の方は、今後の噴火に備えて、いつでも避難できるように準備を整えてください。要配慮者の避難所は、弟子屈町社会福祉センターに準備します。」</p> <p>（この他に、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校、弟子屈町公民館、摩周観光文化センター、泉ふれあいセンターは準備のみでまだ開設しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者台帳等に登録してある者への避難の呼びかけ 避難行動要支援者台帳に登録してある者に対し、健康こども課、福祉課がケアマネージャー等を通じて、避難に関する呼びかけを行う。 <p>消防署又は消防団による巡回広報（ホームページや回覧も活用）</p>	<p>「噴火警戒レベル2」の段階で避難済み。</p>	<p>ホテルの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ホテルの閉鎖準備 館内放送等による避難準備指示 <p>「噴火警報、高齢者等避難」が発表されました。硫黄山が噴火する危険性が高まってきました。間もなく、当ホテルを閉館します。また、道道52号及び国道391号は通行止めになる可能性があります。弟子屈市街地（又は小清水、清里町又は大空町東藻琴方面）へ避難してください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊客を努めて早く避難させる。 営業中止に備えた物品、財産の整理 ホテル閉鎖について、ホームページに掲載 噴火の危険が高まったならば、直ちに避難 	<p>川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。 □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達する。 努めて早く、閉店準備を整える。 	<p>川湯温泉街及び跡佐登地区住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。 □病院、福祉施設の行動 噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられる前に、入院・入所者の受入先を調整する。 □学校、保育施設等の行動 生徒・児童を保護者に戻し、学校等を閉鎖することを原則とする。 □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達する。 努めて早く、閉店準備を整える。 	<p>美留和地区住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。 □学校の行動 生徒・児童を保護者に戻し、学校等を閉鎖することを原則とする。 □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達する。 努めて早く、閉店準備を整える。 	<p>屈斜路自治会地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達（回覧板、チラシ等）。要すれば、自治会（自主防災組織）計画で、要配慮者のお宅を訪問し、避難についての説明及び準備状況の確認と避難の支援をする。 □宿泊・飲食店の行動 来店者に対し、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたことを伝達する。 努めて早く、閉店準備を整える。

噴火警戒レベル	状 況	災害対策本部等の行動	硫黄山 MOKMOK ベース	ホテルパークウェイ	川湯駅前	川湯温泉街・仁伏	美留和地区	砂湯～コタン
レベル5 (避難)	<p>気象庁が、噴火警報＝噴火警戒レベル5 (避難) (マグマ噴火の想定火口から6,000m内が危険)</p> <p>【想定される状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグマ噴火により、川湯駅前、美留和北部、川湯温泉街地域及び仁伏～コタンに大きな噴石が落下 ・マグマ噴火により、火砕流、火砕サージ及び泥流が発生 ・その他、様々な異常現象が発生 ・道道52号(摩周湖第1展望台～硫黄山～仁伏～コタン)が通行規制 ・国道391号(国道391号と243号との交点～国道391号駐車帯)が通行規制開始 ・国道243号(札友内停車場線北入口～丸山)が通行規制開始 ・状況により、国道243号(美幌峠)を通行規制する。 ・JR釧網線の運休 	<p>◆災害対策本部等の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(Jアラート、エリアメール、スピーカー等による。) ・「噴火警報発表、アトサヌプリが噴火しました。川湯地域全て及び美留和と屈斜路湖畔地区とコタン地区の住民は直ちに避難してください。」(この際、噴火地点が特定できた場合にのみ、その旨を付加する。) ・万が一、突然の大規模な噴火が始まった時は、至急、北方面(小清水、清里町又は大空町(東藻琴)へ避難を促す。 ▶消防署又は消防団による巡回広報(ホームページや回覧も同様の内容) ▶自衛隊に対する災害派遣要請とその行動の調整・統制 ・川湯駅前交流センターに一時避難した住民を収容・輸送 ・必要により、水蒸気噴火の際の指定緊急避難場所(川湯中学校、川湯小学校、川湯農村センター)に緊急避難した住民等の収容・輸送を行う。 	<p>□MOKMOKベース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この段階では、周辺には、誰もいない状態にすることが肝要 ・万が一、突然の大規模な噴火が始まった時は、至急、北方面(小清水、清里町又は大空町東藻琴)へ避難を促す。 	<p>□ホテルの対応既に避難済み。</p>	<p>□川湯駅前住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問) ・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。 ・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、川湯駅前交流センターに一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。 □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、噴火警戒レベル5(避難)が発表されたことを伝達する。 ・避難する際に、店舗の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。 	<p>□川湯温泉街、跡佐登及び仁伏住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(直接訪問) ・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。 ・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、川湯農村センター又は川湯ふるさと館に一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。 □病院、福祉施設の行動 ・噴火警戒レベル4(高齢者等避難)の段階で避難が間に合わなかった場合は、町外(小清水、清里、東藻琴方向)へ避難させる。この際、消防団の車両等あらゆる手段を講じ避難する。 □学校、保育施設等の行動 ・子弟屈町市街への避難が困難な場合又は保護者に戻す暇が無い場合には、教職員、保育士、指導員等の車に乗せて避難する。 □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、噴火警戒レベル5(避難)が発表されたことを伝達する。 ・避難する際に、店舗の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。 	<p>□美留和地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(必要により直接訪問) ・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。 ・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民及び徒歩の観光客は、美留和会館に一時避難する。事後、役場が手配した車両又は自衛隊車両により収容・輸送する。 □学校の行動 ・子弟屈町市街への避難が困難な場合又は保護者に戻す暇が無い場合には、教職員の車に乗せて避難する。 □宿泊・飲食店の行動 ・来店者に対し、噴火警戒レベル5(避難)が発表されたことを伝達する。 ・避難する際に、施設の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。 	<p>□屈斜路自治会地域住民の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長が各班長等に連絡 ⇒各班長は、班員に伝達(必要により直接訪問) ・車を持たない住民を隣近所で助け合って同乗させて避難所へ移動する。 ・避難時に車に乗せてもらえる人が近所にいない住民は、屈斜路研修センター又は屈斜路コタンアイヌ民族資料館駐車場に一時避難する。 □宿泊等・飲食店の行動 ・来店者に対し、噴火警戒レベル5(避難)が発表されたことを伝達する。 ・避難する際に、施設の入口に、「閉店の主旨と避難先」を掲示する。

第2節 情報伝達体制の構築

1. 火山に関する情報の収集と整理

協議会構成機関が、防災対応のために収集する火山に関する情報は、表13のとおりである。

■表13 火山に関する情報（気象庁発表）

種類	内容	発信元
噴火警報・予報	<p>噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。アトサヌプリでは、2016年から噴火警戒レベルを運用しており、噴火警報・予報に付して発表される。</p> <p>なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられる。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p>	札幌管区 気象台
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために発表される。	
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される。	
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される。	
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に公表される。	
月間火山概況	前月1か月の火山活動の状況等を取りまとめた資料のこと。毎月上旬に公表される。	気象庁
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を知らせる情報	札幌管区 気象台
降灰予報	<p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報で、定時、速報及び詳細の3種類がある。</p> <p>降灰予報（定時）とは、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするために、定期的（3時間毎）に発表される。</p> <p>降灰予報（速報）とは、事前に計算した結果を用い、即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、噴火発生後、速やかに（5～10分程度で）発表され、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供される。</p> <p>降灰予報（詳細）とは、噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるように発表される。噴火発生後、20～30分程度で発表され、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について提供される。</p> <p>表14「降灰予報で使用する降灰量階級表」参照</p>	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	

■表 14 降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

2. 協議会、関係機関等への情報伝達と手段

伝達情報の種類、対象、内容、規模等にもよるが、情報の共有性及び即時性を優先し、極力一斉メールで配布するとともに、特に緊要な情報については、電話、伝令等適時適切な手段を講じる。

3. 住民、登山者等への情報伝達と手段

北海道及び各町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された際は、ホームページやSNS等で、情報が発表されたことを広報する。

また、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や駅等に看板等を設置し、周知を図るとともに、注意を促す。

アトサヌプリは、2000年4月23日に発生した落石死亡事故（死亡2名、負傷1名）以降、入山禁止となっていた。しかし、2019年3月4日の「硫黄山登山道再開に向けた安全対策会議」において、2019年末から「てしかがえこまち推進協議会」が認定するガイドが同行する場合に限り、経路を指定して登山できるようになった。

登山者への情報伝達は立入規制地点における看板類の設置により行うほか、既に入山中の者に対しては、緊急速報メールによる情報伝達を行うとともに、携帯電話の電波の届かない区域もあることを踏まえて、ヘリコプターによる上空からの下山呼びかけも行うものとする。あわせて認定エコツアー登山を運営する「てしかがえこまち推進協議会」は、登山ツアー催行中のガイドにこれらについての情報伝達を行うものとする。

住民、登山者への呼びかけ内容については、第3章第1節の「住民等向けの防災行政無線文例」「登山者等向けの防災行政無線文例」「緊急時におけるメール文例」を参照する。

4. 異常現象等の報告等

(1) 発見者の通報

アトサヌプリ等の火山活動に異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を電話等の迅速・確実な方法により各町長、又は最寄りの警察署、消防署に通報するものとする。(2) 警察署・消防本部の通報

発見者から警察署・消防本部に通報があった場合には、その旨を速やかに各町長に通報するものとする。

(3) 町長の通報

異常現象の通報を受けた各町長は、直ちに情報を確認し、釧路地方気象台、網走地方気象台及び関係機関に迅速・確実な方法で通報するものとする。

第3節 避難のための事前対策

1. 噴火警戒レベルと発令する避難指示等の基準

(1) 避難レベル

避難は、噴火の推移に従って避難レベルを段階的に設定して実施する。避難レベルは、表 15 のとおり。

■表 15 避難レベル

レベル	内 容
高齢者等 避 難	迅速な避難行動が困難な高齢者等の要配慮者は、この段階で町が指定する避難所等に避難を開始する。 避難指示となった場合に迅速に避難できるように、持出し品等の準備を住民に呼びかけること。 町では、この段階で避難手段、避難経路、避難所の決定等、避難実施に向けた計画を再検討する。
自主避難	避難指示を発令する段階ではないが、住民の自主的判断により避難することを呼びかけること。 自主避難する住民のために避難所等を開設する。
避難指示	避難指示を発令して、避難指示等の対象地域の住民を区域外に退去させる。

(2) 避難指示等の対象地域

避難指示等の対象地域及び避難の時期は、噴火のケース及び噴火の推移に従って段階的に設定する。

避難指示等の対象地域及び避難の時期は、噴火シナリオを参照して決定する。

避難指示等の対象地域は、以下のように区分する。

- ア 川湯駅前地域
- イ 川湯温泉（仁伏を含む）、跡佐登地域
- ウ 美留和地域
- エ 屈斜路湖畔地域（砂湯、池の湯、コタン）

(3) 避難先及び避難方法

避難先は、原則として各町の指定した避難所等又は親戚、知人宅等とする。避難方法は避難者による自力避難（自家用車、近所の乗り合わせ又は徒歩）を原則とするが、高齢者や障がい者等の災害時避難行動要支援者については、各町が指定した指定避難所又は臨時集会所に集合し、各町が確保したバス等で安全な避難所等まで避難する。

2. 指定緊急避難場所の指定

避難対象者が、噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「指定緊急避難場所」とする。弟子屈町の指定緊急避難所等は、表 16・17 のとおりである。

■表 16 弟子屈町の指定緊急避難所等

区分	No.	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先 (015-)	避難指示の対象地域等	避難対象 人 数	収容 可能 人数
水 蒸 気 噴 火	1	川湯小学校	川湯温泉 4-15-10	483-2041	・跡佐登地区 ・川湯温泉5・6・7丁目	427	430
	2	美留和小学校	字美留和 82-1	482-1097	予備（川湯駅前）	不明	210
	3	川湯中学校	川湯温泉 7-3-11	483-2337	川湯駅前1・2・3丁目	111	210
	4	川湯農村センター	川湯温泉 4-15-4	483-2162	川湯温泉3・4丁目	447	90
	5	川湯ふるさと館	川湯温泉 2-3-40	483-2060	川湯温泉1・2丁目	210	40
	6	美留和会館	字美留和 79	482-4835	予備（川湯駅前）	不明	60
	7	硫黄山MOKMOKベース	川湯温泉 1-52-1 先	483-3511	避難対象者	不明	40

マ グ マ 噴 火	1	弟子屈小学校	中央2-1-1	482-2044	川湯温泉4丁目	384	360
	2	弟子屈中学校	美里1-3-1	482-2071	川湯温泉1・6・7丁目仁伏	284	470
	3	弟子屈高等学校	高栄3-3-20	482-2237	川湯温泉5丁目	215	390
	4	弟子屈町公民館	中央2-3-2	482-2340	川湯温泉2・3丁目	116	150
	5	摩周観光文化センター	摩周3-3-1	482-1811	川湯駅前1・2・3丁目、跡佐登地区、美留和	535	900
	6	社会老人福祉センター	中央2-10-25	482-3621	避難行動要支援者	不明	150
	7	泉ふれあいセンター	泉2-3-9	482-2746	予備：屈斜路1（避難が必要な場合に限る）	83	70
	8	屈斜路研修センター	字屈斜路222-5	482-2832	砂湯、コタン（市街地へ避難できなかった場合）	150	190

■表17 退避舎

災害区分	施設名	住 所	管理担当連絡先	避難対象者	収容可能人数等
水蒸気 噴 火	硫黄山MOKMOK ベース	川湯温泉 1-52-1 先	015-483-3511	逃げ遅れた 観光客等	長期避難時:40人 短時間避難時:200人 ヘルメット30個保管

※ ①アトサヌプリ（硫黄山）の観光に訪れていた観光客が、突発的な水蒸気噴火の際に自力避難ができず、止むを得ずに安全を確保するために、硫黄山MOKMOKベース（地下室）に一時避難する。

②同施設内には、休憩室、電話、水道、トイレ等が備わっている。

③一時避難者の救出は、噴火の間断を縫って、災害対策本部が決定する。

3. 指定避難所の指定

避難対象者が、避難生活を送るため一定期間滞在する場所を「指定避難所」とする。高齢者や障害をもった避難行動要支援者のため、「福祉避難所」を設ける。協定に基づき他町に避難することもできる。

指定避難所等は、表18～20及び図9～12のとおりである。

■表18 指定避難所等

No.	施設名	住 所	管理担当 連絡先	収容可能人数
1	弟子屈小学校	中央2-1-1	015-482-2044	360
2	川湯小学校	川湯温泉4-15-10	015-483-2041	430
3	美留和小学校	字美留和82-1	015-482-1097	210
4	旧奥春別小学校	字鑑別274-1	015-482-2191	210
5	和琴小学校	字屈斜路260	015-484-2061	270
6	旧昭栄小学校	字熊牛原野27線東1	015-482-2191	270
7	川湯中学校	川湯温泉7-3-11	015-483-2337	210
8	弟子屈中学校	美里1-3-1	015-482-2071	470
9	弟子屈高等学校	高栄3-3-20	015-482-2237	390
10	弟子屈町役場庁舎	中央2-3-1	015-482-2191	150
11	弟子屈町公民館	中央2-3-2	015-482-2340	150
12	摩周観光交流館（道の駅）	湯の島3-5-5	015-482-2336	90
13	摩周観光文化センター	摩周3-3-1	015-482-1811	900
14	社会老人福祉センター	中央2-10-25	015-482-3621	150

15	泉ふれあいセンター	泉 2-3-9	015-482-2746	70
16	鑑別温泉桜町会館	桜丘 2-1-3	015-482-1986	60
17	仁多交流センター	字弟子屈原野 40 線	015-482-4190	70
18	川湯駅前交流センター	川湯駅前 2-3-10	015-483-3432	70
19	川湯農村センター	川湯温泉 4-15-4	015-483-2720	90
20	川湯ふるさと館	川湯温泉 2-3-40	015-483-2060	40
21	美留和会館	字美留和 79	015-482-4835	60
22	屈斜路研修センター	字屈斜路 222-5	015-484-2832	190
23	旧弟子屈町林業多目的センター	字サワンチサップ 3-5	015-482-2191	100
24	札友内寿の家	字札友内 67-3	015-482-4836	60
25	奥春別交流センター	字鑑別 272 番地 6	015-482-2287	70
26	御卒別集会所	字奥オソベツ原野	015-482-3938	30
27	弟子屈消防署	美里 3-8-1	015-482-2073	90

■表 19 指定福祉避難所

No.	施設名	住所	管理担当 連絡先	収容可能人数
1	福祉避難所（地域交流センター）	泉 2-3-7-1	015-482-2134	ベッド数 10

■表 20 他町の避難所等

No.	施設名	住所	管理担当 連絡先 局番 0152	収容可能 人数
1	小清水町	小清水町 100 周年記念公園		
2		小清水小学校	小清水 7 区	493
3		愛ホール（小清水町多目的研修会施設）	小清水 7 区	62-2183
4	清里町	生涯学習総合センター	羽衣町 33 番地	25-2005
5		町民グラウンド	羽衣町 31 番地	25-3034
6		札弦センター	札弦町 25 番地	26-2267
7	東藻琴町	東藻琴農村改善センター	東藻琴 360 番地 1	66-3547
8		東藻琴 B & G 海洋センター	東藻琴 387 番地 1	66-2741
9		東藻琴小学校	東藻琴 268 番地	66-2460
10		東藻琴中学校	東藻琴 57 番地	66-2461
11		東藻琴高等学校	東藻琴 79 番地	66-2061
12	東藻琴	緑とチーズのふれあいパーク	東藻琴 397 番地 2	

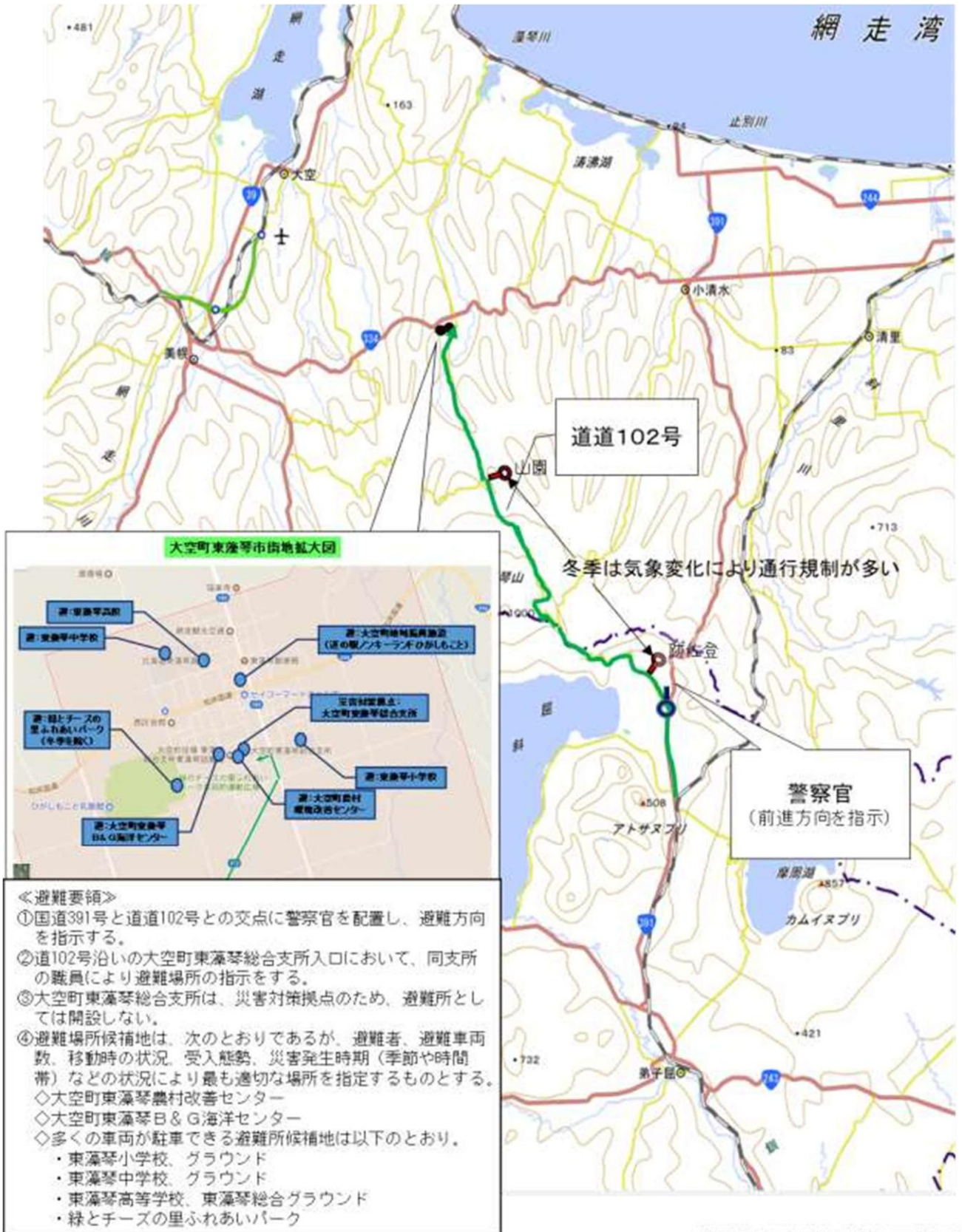
■図9 アトサズプリ町外避難経路 (清里町)



■図10 アトサヌプリ町外避難経路 (小清水町)



■図11 アトサヌプリ町外避難経路 (大空町東藻琴)



「出典:国土地理院ウェブサイト」

4. 避難時の対応

(1) 高齢者等避難

ア 高齢者等避難のための広報

高齢者等避難を決定した場合は、高齢者等の要配慮者を避難させる。避難先は、災害の危険性のない地域の福祉施設又は避難所の和室等とする。また、避難指示を発令した際に、迅速に避難できるように要配慮者以外の住民に迅速に呼びかける。

高齢者等避難のための広報は、緊急防災無線、広報車、緊急速報メール、登録制LINE、ホームページ、自治会長及び観光施設・福祉施設等への電話、アラート等、あらゆる手段を用いて迅速・確実に行う。また、要配慮者には、噴火警戒レベル3の段階で避難の準備を呼びかける。

イ 避難計画の再検討

高齢者等避難で、次の避難レベルに向けて、避難手段の確保、使用する避難経路、開設する避難所、要配慮者の避難支援方法等の避難計画の細部を再検討し、関係機関に協力依頼する。

(2) 自主避難

ア 自主避難広報

自主避難を決定した場合は、住民の判断で避難所等に避難できるように呼びかける。

イ 避難所等の開設

避難所等を開設し、避難者を受け入れる。状況に応じて、暑さ寒さ対策として毛布や冷暖房器具の設置等、生活するために必要な対策を行う。

(3) 避難指示

ア 避難指示の発令

各町長は、噴火により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。この際、警察、消防の支援を受けて実施する。

イ 避難広報

各町は、緊急防災無線、広報車、緊急速報メール、登録制LINE、ホームページ、自治会長及び観光施設・福祉施設等への電話、アラート等、あらゆる手段を用いて迅速・確実に行う。

(4) 警戒区域の設定

ア 弟子屈町長

弟子屈町長は、火山災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民、登山者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、協議会と調整の上で、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該危険区域への立入規制（登山禁止）及び退去を命ずる。

警戒区域を設定する場合は、別紙第5の様式により公表しなければならない。

なお、警戒区域設定後に同地域へ立入する必要がある者は、弟子屈町災害対策本部長に対して、別紙第6の様式「警戒区域立入申請」により申請するものとする。

イ 警察官

突発的な噴火等により、町長が立入規制（登山禁止）措置を講ずるいとまがない場合又は町長から要請があった場合は、警察官がこれを行うものとする。

この場合、警察官は速やかに災害対策本部長に報告するものとする。

ウ 関係機関への通知

町長は前項により立入禁止、立入制限を行った場合は、直ちに関係機関に通知するものとし、掲示板等によりその旨を表示するものとする。

(5) 避難に際して地域住民のとるべき処置

ア 戸締りに十分注意する。

イ 火の元に注意し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカを切り、火災が発生しないようにする。

ウ 携帯品は限られた必要最小限なものだけにする。

エ 服装は軽装とし頭巾又はヘルメットを着用し、マスク、防寒用具等を携行する。

オ 行動は、あらかじめ定められた誘導員の指示に従い、流言飛語等による軽挙妄動に走らないようにする。

5. 避難手段の確保

(1) 避難の方法

避難方法は避難者による自力避難（自家用車、近所の乗り合わせ又は徒歩）を原則とする。自家用車に

よる避難が困難な避難者は、町が指定した指定避難所、一時避難場所又は臨時集会所に集合し、弟子屈町が確保したバス等で安全な避難所等まで避難する。輸送能力が不足する場合には、北海道バス協会釧根地区バス協会や自衛隊に輸送支援を要請する。

なお、弟子屈町及び清里町におけるヘリコプターの着陸可能地は、表 22 のとおりである。

■表 21 【弟子屈町◎防災ヘリ等、○ドクターヘリ限定】

区分	施設名	住所	著名地点からの方向・距離	広さ (m)	施設管理者	電話番号 (015)
◎	摩周観光文化センター・屋外イベントホール ・ソフトボール場 ・第2駐車場	摩周 3-3-1	役場から北へ 3km	100×100	町長 (文化センター)	482-1811
◎	川湯小学校グラウンド	川湯温泉 4-15-10	川湯支所から東へ 200m	80×60	校長 教育委員会	483-2041 482-2945
◎	川湯中学校グラウンド	川湯温泉 7-3-11	国道 391 号線と町道 68 線との交点から東へ 200m	120×100	校長 教育委員会	483-2337 482-2945
◎	硫黄山MOKMOKベース 駐車場	川湯温泉 1-52-1 先 (硫黄山麓)	硫黄山北側	65×95	自然公園財団、硫黄山MOKMOKベース	483-2567 483-3511
○	摩周厚生病院	泉 2-3-1	下鑑別橋南側	—	病院長	482-2241
○	和琴小学校グラウンド (夏期のみ指定)	字屈斜路 260	国道 243 沿い	—	校長 教育委員会	483-2061 482-2948
○	屈斜路研修センター (冬期のみ指定)	字屈斜路 222-5	国道 243 沿い	—	町長 (農林課)	484-2832
○	釧路建設管理部弟子屈出張所 (冬期のみ指定)	桜丘 3-4-10	道道 53 号 (桜橋から南へ 400m)	—	釧路建設管理部弟子屈出張所長	482-2174
◎	弟子屈消防署ヘリポート	美里 3 丁目 8-1	旧消防署から西へ 1 km	25×25	弟子屈消防署	482-2073

【清里町◎防災ヘリ等、○ドクターヘリ等】

区分	施設名	住所	著名地点からの方向及び距離	広さ (m)	施設管理者	電話番号
◎	生涯学習総合センター 駐車場	羽衣町 35 番地	生涯学習総合センター横	150×40	教育委員会	0152-25-2005
○	モトエカ広場	羽衣町 36 番地	生涯学習総合センター横	125×115	教育委員会	0152-25-2005
○	旧新栄小学校グラウンド	字上斜里 1393 番地	国道 334 号線沿い	90×40	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	旧江南小学校グラウンド	字江南 370 番地	江南総合研修センターより東に 500m	90×60	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	旧光岳小学校グラウンド	字神威 1056 番地	道の駅パラスランドより北東に 300m	150×60	清里町 (総務課)	0152-25-2131
○	札弦センター駐車場	札弦町 25 番地	札弦センター横	65×30	清里町 (総務課)	0152-26-2267

○	旧緑町小学校グラウンド	緑町 15 番地	JR 緑駅より北に 650m	100×60	清里町 (総務課)	0152-25- 2131
◎	町民グラウンド	羽衣町 32 番地	清里小学校 道路向かい	140×120	教育委員会	0152-25- 2005
○	緑ヶ丘公園	字向陽 194 番地	清里町役場から 北東に 550m	60×55	清里町 (総務課)	0152-25- 2131
○	きよ〜る駐車場	羽衣町 61 番地	焼酎醸造所横	50×50	清里町 (企画政策課)	0152-25- 2131
○	町民会館駐車場	羽衣町 14 番地	町民会館横	75×30	清里町 (総務課)	0152-25- 2131
○	清里中学校グラウンド	羽衣町 58 番地	焼酎醸造所から 南へ 200m	150×100	教育委員会	0152-25- 2005

(2) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、災害対策本部員の他、警察、消防、消防団等に避難誘導を要請する。警察官等は、指定避難所、一時避難場所又は臨時集合場所に出動し、避難車両への乗車の誘導、発車を確認する。

また、避難経路の主要な地点で避難車両の誘導を行う。この際、道路管理者、警察、消防団等との共同に努める。

イ 避難順位

避難をさせる場合は、高齢者等の要配慮者を優先的に避難させるものとする。

そのため、町は平時から高齢者等の要配慮者の人数等の把握に努める。

ウ 避難方法

避難方法は、次の区分とするが、町は噴火の規模、避難開始の時期、交通状況等を考慮し、状況に応じた有効で適切な避難方法を指示するものとする。

(ア) 自家用車等による避難

自家用車等の車両により自力で、指定避難場所等へ避難する。

(イ) 町等による車両避難

自家用車等による避難が困難な避難者は、指定する緊急一時避難場所に集合し、町等が確保した車両等で避難する。

(ウ) 救出避難

残留地域住民、負傷した住民等を危険地帯から救出し、指定する指定避難場所等へ避難させる。

(エ) 集団避難

指定する指定避難場所等に集合した住民等を町が確保したバス等で、より安全な場所へ避難させる。

エ 避難単位

迅速かつ確実な避難を優先するが、時間的余裕がある場合には家族単位の避難を考慮するものとする。

6. 道路交通規制

火山災害に係る道路交通規制の目的は、指定された警戒区域内への進入防止、避難者（車両）の交通誘導、緊急交通路への許可車両以外の侵入防止、被災した道路や二次災害のおそれのある道路への進入防止である。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて、各町に確認をとりながら交通規制を実施する。

なお、積雪期には、融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから合同会議（又は協議会）が、観測した積雪量や緊急調査結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

各町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察及び道路管理者と協力して避難誘導を行う。警察は、各町と協力して避難経路や接続道路を対象として、避難車両等が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに、各町が、警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立入りを防止するため必要な交通規制を実施する。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

道路管理者（国、北海道、各町）は、表 23 のとおり、管理道路が火山活動や土砂災害等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行うとともに、周知する。

■表 22 主要な道路の特徴

道路名	記事
国道 243 号	網走市から美幌町を経由して根室市に至る一般国道。屈斜路湖の西岸の迂回ルート。冬期は積雪等により通行止／困難となる可能性あり。
国道 391 号	釧路市から本町を経由して網走市に至る一般国道。本町の生命線ともいえる大動脈で除排雪を最優先で実施すべきである。
道道 52 号 屈斜路摩周湖線	本町内の主要地方道の 1 つ。屈斜路湖畔側は森の中を通り、摩周湖側は高台を通っている迂回ルート。摩周湖側は急坂やヘアピンカーブが多く、国道 391 号と摩周湖第一展望台の間は冬期閉鎖になる。
道道 102 号 網走川湯線	網走市と本町を結ぶ主要地方道。本町から大空町や小清水町に避難する場合に使用。途中の藻琴峠や小清水峠は冬期に通行止／困難となる可能性あり。
道道 587 号 跡佐登小清水線	小清水町内を結ぶ一般道道。本町から小清水町に避難する場合に使用。勾配のきつい坂があり、小清水町内に冬期通行止め区間がある。

7. 鉄道運行規制

(1) 鉄道運行規制の基本的な考え方

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害が及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて協議会・合同会議において関係機関と調整する。

鉄道事業者は、平時において避難計画に基づく運行規制の実施方法を検討する。噴火警戒レベル 3 以上に引き上げられた時は、火山活動の状況を把握し、利用者に周知する。

また、避難指示が発令された場合には、協議会（又は合同会議）において調整を行い速やかに当該区域の運行を休止するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時、北海道に報告する。

アトサプリが突発的に噴火して、JR が運行中に緊急停車した場合は、最も安全な駅に移動することを原則とし、当該駅を下車以降における旅客の移動の手配は、JR が行うものとするものの、直近の自治体は、民間バスの協力を得る他、公用車（バス、乗用車等）による輸送協力を努めるものとする。

(2) 各機関の対応

鉄道における運行規制に係る対応事項は、表 24 のとおりである。

■表 23 鉄道における運行規制に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
噴火前	北海道、各町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 観光協会、旅行会社等に対する鉄道規制の周知 ・ 鉄道事業者へ避難に関する情報の提供 ・ 避難に関する情報の提供 ・ 避難者輸送に関する調整
	協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ協議会の開催（情報共有、広報） ・ 鉄道運行規制に関する調整 ・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報
	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて鉄道運行規制の検討・実施（合同会議等で調整） ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火開始後	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道路線の点検 ・ 鉄道利用者への情報提供 ・ 合同会議で鉄道運行規制に関する調整 ・ 鉄道運行規制の実施 ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ 破損、欠損箇所等の応急復旧
	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替輸送経路等の調整 ・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報

8. 航空機の安全運航のための措置

国は、合同会議において噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to Airmen）の発出を検討する。火山灰が、航空機の運航に与える影響は、以下のように多岐にわたる。

- (1) 火山灰が航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止する。
- (2) 操縦席の風防ガラスに火山灰が衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなる。
- (3) 火山灰が飛行場に堆積すると離着陸できなくなる。

これらの航空機の災害を避けるため、気象庁航空路火山灰情報センターは、アトサヌプリ周辺の火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

第4節 救助体制の構築

1. 救助に関する情報共有体制

北海道、各町、警察、消防及び自衛隊は、救助活動を円滑に行うため、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）を設置するなど救助体制を構築する。

救助活動を行うにあたっては、二次災害を防止し、監視・観測データなどから火山活動の見込みや土砂災害の危険性など気象庁や地域に詳しい関係機関の職員、火山専門家、ツアーガイド等から助言を受け判断し、速やかに現場の部隊等に周知する。

現場において逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に際しては、ツアー名簿等や下山した登山者等の情報、避難者の状況等を収集し、各機関で情報を共有する。

弟子屈町は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）であっても、火口内及びその周辺で火山性地震の大幅な増加や噴気の量の増加などの異常な現象が発生し臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された場合には、災害情報の収集、関係機関との連携を行うために、情報所を設置する。また、弟子屈町はアトサヌプリが小規模噴火（水蒸気噴火）をした場合、又はその可能性が高いと判断されるときには、弟子屈消防署川湯支署2階（消防団会議室）等に現地災害対策本部を設置する場合がある。

2. 救助に関する資機材等

北海道及び各町は、災害が発生又は発生すると予想される場合は、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等と連携し、必要となる資機材の確保に努める。

3. 医療体制

医療体制として、医療機関のリストアップや負傷者等の搬送体制を定めておくことが重要である。災害における医療の方途がなくなった地区における医療・助産の救護を行うため、救護所の設置、医療機関の状況把握、医療班の編成等について、次のとおり定める。

(1) 実施責任者

各町長・災害対策本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、北海道知事が行い、災害対策本部長はこれを補助する。また、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、災害対策本部長が行うほか、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 医療・助産対象者及びその調査

災害発生時における医療及び助産等の救護を要する者の調査把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確に災害対策本部長へ報告するものとする。

ア 医療を必要とする状態にある者

イ 災害発生の日前後1週間以内の分娩者・分娩予定者

(3) 医療救護所

応急医療及び助産を行うため、地域における安全かつ適応する公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行うものとする。この場合、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

(4) 医療班の編成

災害により医療班の派遣を要請する場合は、災害対策本部の医療・助産担当を主体に、医師・看護師、事務職員等をもって編成し、応急救護にあたる。

また、災害対策本部長は、必要に応じ国立・道立の医療機関、日本赤十字病院及び私立病院・診療所並びに各医師会に対し、医療班派遣の要請を行う。

(5) 助産師

災害時に助産が必要な妊婦が確認され救助をする場合は、医療機関と十分連絡をとり、救護の万全を期するものとする。

(6) 住民等の救助活動、登山者等の救助活動

ア 住民等の救助活動は、噴火災害以外の各災害に進じて行いが、火山災害の特性に鑑み、兆候覚知時等における情報伝達、早めの避難指示等に十分配慮する。

また、噴火等火山活動継続中における救助活動については、火山専門家等の意見を聴取・参考にして、二次災害の抑制・局限化等に努める。

イ 登山者等の救助活動

前項と同様に、被害発生の未然防止に努めるとともに、救助活動に際しては、入山者の人数、経路、行動等の把握に努め、迅速かつ安全な救助計画を策定する。

ウ 孤立者の救助

要支援者を含めた孤立者については、その所在、行動等の把握に努めるとともに平時から救助等支援体制の構築に努めるものとする。

第5節 避難促進施設

1. 避難促進施設の指定

活火山法第6第5項に基づく避難促進施設の基準の中で、想定火口から1,500m以内（水蒸気噴火）及び6,000m以内（マグマ噴火）にある学校・幼児保育施設、病院、福祉施設、公衆浴場の他に宿泊・飲食施設で、外国人を含む10名以上が利用又は滞在し、かつ誰かが情報を伝達しないと噴火の事実を知ることができないと想定されるものを指定し、アトサヌプリに関しては弟子屈町にのみ存在する。

■表 24 避難促進施設

No.	施設名称	所在地	避難確保計画
1	硫黄山MOKMOKベース	硫黄山	作成済
2	砂湯キャンプ場	屈斜路湖	作成済
3	砂湯レストハウス	屈斜路湖	作成済
4	ホテルパークウェイ	川湯駅前	作成済
5	屈斜路湖荘	サワంచిサップ	作成済
6	レイクサイドペンションぱぴりお	屈斜路湖	作成済
7	KKRかわゆ	川湯温泉	作成済
8	川湯観光ホテル	川湯温泉	作成済
9	お宿欣喜湯別邸忍冬	川湯温泉	作成済
10	川湯ビジターセンター	川湯温泉	作成済
11	大鵬相撲記念館	川湯温泉	作成済
12	川湯福祉の湯	川湯温泉	作成済
13	ケア・サポートまつやま	川湯温泉	作成済
14	森の家しらかば	川湯温泉	作成済
15	川湯小学校	川湯温泉	作成済
16	川湯中学校	川湯温泉	作成済
17	美留和小学校	美留和	作成済
18	川湯保育園	川湯温泉	作成済
19	わんぱくクラブ（川湯青少年会館）	川湯温泉	作成済
20	川湯の森病院	川湯温泉	作成済

2. 避難確保計画作成の支援

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の努めて速やかな作成が義務づけられてい

る。作成した避難確保計画は町に報告するものとする。噴火時等の防災対応については、避難促進施設との情報伝達・共有が非常に重要となる。特に、規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等については、避難促進施設と十分に連携をとる必要がある。

避難促進施設の避難確保計画は、噴火想定等など本計画や各町の地域防災計画と整合のとれた計画である必要があり、計画作成の段階から、弟子屈町及び協議会は、十分な協力・支援体制を構築する。

避難確保計画の例を、表 25 に示す。

■表 25 避難確保計画の例

●施設全般		施設名	硫黄山 MOKMOK ベース		住所	川湯温泉 1-52-1 地先		電話	483-3511		
施設区分	宿泊施設・集客施設・ 商業施設 ・学校・保育児童施設・医療施設・福祉施設・その他の施設						想定火口からの距離	0.3km			
施設状態	収容人数	日中	200 人		夜間	0 人		(いずれも最大時) 1 日の最大延べ人数 1,200 人 (観光バスが多い)			
	建物構造	鉄筋コンクリート ・木造モルタル・木造				階層	平屋・ 2階建て 、3階建て以上(階建て)、 地下あり				
	階段の有無	建物内(2階へはスロープ、地下へは階段)				輸送手段	有 (大型バス・マイクロバス・ ワゴン×1台)・無				
避難所等への指定状況	指定避難所		指定緊急避難場所(地下室) 脱出時は、地下から屋外へ			一時避難場所					
情報伝達設備	館内放送・屋外スピーカ(独自・消防)・ ハンドメガホン ・ 肉声 ・その他 (●MOKMOK ベース閉鎖のため、レベル2以上で利用者へ通知)										

●噴火シナリオに応じた避難要領

噴火態様	噴火警戒レベル区分		避難対象地域	避難対象の有無	避難場所・避難要領等		
					指定対応・避難要領	地域外への避難の有無	地域外の避難場所の名称
水蒸気噴火	レベル2	火口周辺規制	硫黄山 MOKMOK ベース	有	・宿泊客は、自分の計画で旅行先を変更してもらう。 ・レストハウス地下室に緊急避難以降の緊急脱出避難先は、川湯ふるさと館とする。		
	レベル3	入山規制		有			
	レベル4	高齢者等避難	川湯駅前全域と跡佐登原野等の一部	有			
	レベル5	避難		有			
マグマ噴火	レベル4	高齢者等避難	川湯駅前、跡佐登原野等の全域、川湯温泉街全域、美留和のほまほ全域、屈斜路湖岸(仁伏・砂湯・池の湯・コタン)	有	・観光客は、自分の計画で旅行先を変更してもらう。 ・住民は、基本的に弟子屈市街地に避難。 ・国道 391 号が通行止めとなった際は市街地へ避難出来ないため、清里、小清水町、又は大空町東藻琴に避難する。	有	小清水・清里・大空町が指定する避難所
	レベル5	避難		有		有	

●別表「避難促進施設と関係所管課一覧」

(備考：() は避難促進施設ではないが、火山情報を伝達するものとする。)

施設等区分	関係所管課	関連する団体	施設名
学 校	教育委員会 管理課		川湯小学校、川湯中学校、美留和小学校
保育園・ 児童クラブ	健康こども課		川湯保育園、川湯わんぱくクラブ（川湯小学校内）
病 院	健康こども課		川湯の森病院
福祉施設	福祉課		ケア・サポートまつやま、 住宅型老人ホーム森の家しらかば
宿泊施設	観光商工課	摩周湖観光 協会、 川湯地域運営 協会	ホテルパークウェイ、KKRかわゆ、川湯観光ホテル、忍冬、屈斜路湖荘、ペンションぱぴりお、
飲食集客施設	観光商工課	自然保護財団 川湯支部	砂湯キャンプ場
		弟子屈町振興 公社	硫黄山MOKMOKベース
		摩周湖観光協会	砂湯レストハウス
博物館的な 公共集客施設	観光商工課		大鵬相撲記念館
	教育委員会 社会教育課		(屈斜路コタンアイヌ民俗資料館)
	観光商工課	環境省阿寒摩周 国立公園 管理事務所	川湯ビジターセンター
公衆的な浴場	川湯支所	川湯温泉(株) 石井栄泉堂	川湯公衆浴場（石井栄泉堂 483-2137 に電話）
	福祉課		川湯福祉の湯、（コタン共同浴場）

●避難誘導等の役割分担チェックリスト

No.	職員・ 従業員名	噴火 情報 入手 先	避難情報の伝達		避難誘導等の役割							
			避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	避難 指示	放送 及び 報告係	涉外係	出入口 誘導係	屋外の 避難 誘導係	駐車場 指示係	救護 介護係	その他	
1												
2												
3												
4												
5												

3. 避難促進施設の避難支援

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。また、避難促進施設は、火山活動の状況に応じて各町と連携し指定避難所までの避難誘導等にあたる。

その際、緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を町に報告する。

弟子屈町は、火山活動の状況等を踏まえ避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、警察及び施設と連携して避難誘導にあたる。

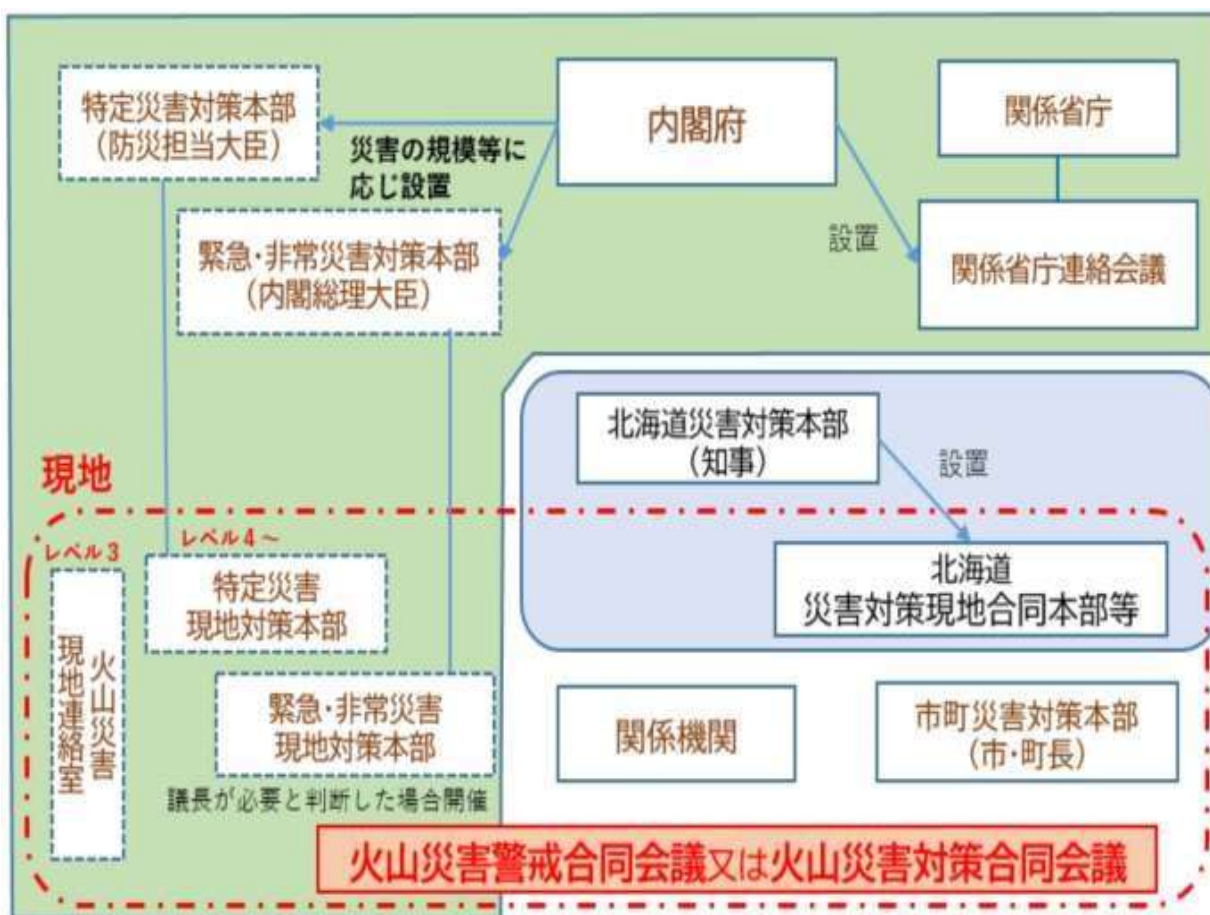
第6節 合同会議等

1. 国の体制

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど火山防災応急対策に関わる連絡調整を迅速かつ的確に実施するため必要に応じて、噴火警戒レベル3が発表された場合は、火山災害現地連絡室を、噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合においては、現地警戒本部長を議長とする火山災害警戒合同会議を議長が必要と判断した場合に開催する。また、噴火警戒レベル5が発表され、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を、議長が必要と判断した場合に表26のとおり開催する。

■表26 国の体制

警報	噴火警戒レベル	現地の体制	官邸等の体制
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡室	関係機関災害警戒会議
噴火警報 (特別警報)	レベル4 (高齢者等避難)	緊急災害現地対策本部、 非常災害現地対策本部、 特定災害現地対策本部、 政府現地対策室、 火山災害警戒合同会議、 火山災害対策合同会議	緊急災害対策本部、 非常災害対策本部、 特定災害対策本部
	レベル5 (避難)		



現地警戒（対策）本部及び火山災害警戒（対策）合同会議

	現地警戒（対策）本部	火山災害警戒（対策）合同会議
合同会議開催の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は、現地警戒本部の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は、現地対策本部の設置場所
合同会議の役割	<p>主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火兆候情報等の収集及び分析 ・噴火活動の見通し ・避難行動必要時期・範囲 ・避難手段の意味 ・情報発信に関する事項 	<p>主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火兆候情報等の収集及び分析 ・噴火活動の見通し ・避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除 ・避難手段の確保 ・避難、応援、除灰等広域的対策 ・救助・救急・医療、救援物資輸送 ・情報発信に関する事項
町からの参加者の基準	町の代表者又は決定の権限の与えられた職員（例えば副町長等）	町の代表者又は決定権限の与えられた職員（例えば副町長等）

2. アトサヌプリ火山防災協議会の体制

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し国と火山の活動状況や被害情報について、情報共有を行うとともに防災対応について協議を行う。合同会議等の開催場所（政府の緊急（非常）現地対策本部等の設置場所）については、下記の条件を踏まえて弟子屈町役場、弟子屈消防署、摩周観光文化センター等が候補施設であるが、状況により仮施設建設用の用地についても検討する。

- (1) 火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- (2) 施設までのアクセスの良さ
- (3) 無線機などを設置するスペースなど会議開催に必要な広さの確保（標準的な配置には、200m²程度が必要となる。）
- (4) 情報通信設備
- (5) 対策要員のための宿泊施設の確保
- (6) 山の眺望が可能なところ

第3章 噴火時の対応（緊急フェーズ）

第1節 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応

1. 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時を含む。）が発表された場合

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合、速やかにコアグループ会議構成機関等に情報伝達するとともに各機関の対応状況について随時情報収集を図りながら情報の共有を図り必要に応じて協議を行い対応にあたる。

防災対応が必要と判断される場合は、平時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに協議に基づく防災対応を行う。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、立入規制や登山者等の避難誘導、救助活動等の防災対応の準備を行う。

(2) 情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動を観測した場合、必要に応じてその状況を関係機関に認識してもらうため、火山の状況に関する解説情報を発表して情報を共有する。

また、異常現象の通報を受けた場合は、異常現象について確認し、必要に応じて関係機関に伝達し注意を促す。

町は、平時よりもさらに住民、登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表されたことを周知徹底する。

ア 北海道

気象庁から火山の状況に関する解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対しても各町と連携し、異常気象が発生していることや火山の状況に関する解説情報の発表について周知し、今後の情報について注意するように促す。

イ 各町

異常現象の通報や臨時の解説情報が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、協議会で防災対応について協議し、防災対応が必要と判断した場合、防災体制（情報連絡体制など）に移行し、立入規制等の防災対応をとる。

なお、周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の情報収集・伝達を参照する。

弟子屈町等から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、硫黄山MOKMOKベースは施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努めるものとする。

2. 噴火警戒レベル2の場合

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、立入規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について協議し対応にあたる。

(2) 情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火警戒レベル引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

町、道、警察等は、連携し、えこまちツアーを通じて登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、協議会の構成機関と情報を共有する。

なお、アトサヌプリの登山は許可制であり登山届はない。しかし、無許可の登山・入山者が存在する可能性は排除できないので、十分な留意が必要である。

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

イ 各町

各町は災害情報の収集、避難準備情報の指示、関係機関との連携等を行うために、災害警戒本部等を設置する。また、住民、登山者等に対して、防災行政無線、メール等を通じて、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や立入規制の実施について周知する。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけに努める。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、アトサヌプリ（硫黄山）周辺に立入規制がかかります。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（次は、〇時間後にお知らせします。）
（以上繰り返し）

●登山者等向けの防災行政無線文例

こちらは、弟子屈町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、アトサヌプリ（硫黄山）周辺に立入規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

●緊急時におけるメール文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

（3）火口周辺及び登山規制

弟子屈町は、硫黄山MOKMOKベースの閉鎖を行い、規制箇所に看板を立てるなど規制の理由や情報の更新日時等を示す。火口周辺規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる。

3. 噴火警戒レベル3の場合

（1）アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。

また、今後、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地区や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

（2）情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、火口周辺警報（もしくは噴火警報）を発表し、噴火警戒レベルを引き上げるとともに関係機関に情報を共有する。

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、観光局等に対して、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

火山噴火災害が発生し、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施する必要がある場合、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うため、災害対策（現地）連絡本部を設置する。

イ 各町

各町は火山活動による被害の発生が予想される時は、災害情報、噴火活動及び対策状況に応じて、町の地域防災計画に基づき災害対策本部等を設置し、情報共有を図るなど必要な配備体制をとる。配備の体制・任務、招集条件、招集範囲等については、各町の地域防災計画による。

登山者に対しては、避難促進施設や警察等から情報を収集するとともに、ツアー名簿等との照合を行い北海道に報告する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、アトサヌプリ（硫黄山）から1.5km以内の範囲に立入規制がかかります。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（次は、〇時間後にお知らせします。）
（以上繰り返し）

●登山者等向けの防災行政無線文例

こちらは、弟子屈町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、アトサヌプリ（硫黄山）から1.5km以内の範囲に立入規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

●緊急時におけるメール文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、アトサヌプリ（硫黄山）から1.5km以内の範囲に立入規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

(3) 立入規制

道道52号の一部やつつじヶ原自然探勝路及びアトサヌプリ周辺林道の通行規制を速やかに行う。立入規制の範囲に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

4. 噴火警戒レベル4の場合

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、ケース毎にあらかじめ定められた防災体制（災害対策本部設置など）をとり、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有を強化する。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や想定した噴火よりも大きな噴火が発生した場合、ケース1からケース2に推移した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

(2) 情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、観光局等に対して、噴火警戒レベルの引き上げに関する高齢者等の避難の実施について周知する。

北海道は、火山噴火災害が発生し、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施する必要がある場合、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うため、災害対策（現地）合同本部を設置する。

イ 各町

各町は、火山活動による被害の発生が予想される時は、災害情報、噴火活動及び対策状況に応じて、町の地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、情報共有を図るなど必要な配備体制をとる。配備の体制・任務、招集条件、招集範囲等については、各町の地域防災計画による。

登山者に対しては、避難促進施設や警察等から情報を収集するとともに、ツアー名簿等との照合を行い北海道に報告する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

観光客等が避難対象地域にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、大きな負担がかかることが考えられる。噴火警戒レベル5になる前に、観光客等の帰宅支援を行いその負担の軽減に努める。住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火のおそれがありますので避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（以上繰り返し）

●緊急時におけるメール文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火のおそれがありますので避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3) 避難所等の開設等

ア ケース1（水蒸気噴火）の場合

弟子屈町は川湯駅前地域及び跡佐登地域の一部に高齢者等避難を発令し、その受入れ先となる避難所等の開設を行う。また、同地区の住民に避難の準備を呼びかける。さらに今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。また、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、北海道や相互協定を提携している市町村等と連携し物資等の供給体制を構築する。

イ ケース2（マグマ噴火）の場合

弟子屈町は川湯駅前地域、川湯温泉、跡佐登地域、美留和地域、屈斜路湖地域の住民の受入れ先となる避難所等の開設を行う。また、同地区の住民に避難の準備を呼びかける。

さらに今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。避難生活が長期化することにも

留意し避難所等となる施設を選定・確保し、北海道や相互協定を提携している市町村等と連携し物資等の供給体制を構築する。

(4) 要配慮者の避難誘導、住民等の避難準備

ア ケース1（水蒸気噴火）の場合

ケース1では小規模噴火（水蒸気噴火）を想定しており、弟子屈町は想定火口（硫黄山）から約1.5kmの範囲（川湯駅前地域及び跡佐登地域の一部）に高齢者等避難を発令する。また、要配慮者の弟子屈市街の避難所への避難誘導を優先して行う。

イ ケース2（マグマ噴火）の場合

ケース2では、中～大規模噴火（マグマ噴火）を想定しており、弟子屈町は想定火口（硫黄山～マクワンチサップ周辺）から約6kmの範囲（川湯駅前地域、川湯温泉、跡佐登地域、美留和地域、屈斜路湖地域）に高齢者等避難を発令するが、火山の活動状況に応じて、協議会や合同会議（気象庁、火山専門家、北海道、地方整備局等）での協議や助言を踏まえ、発令地域を変更する。

弟子屈町は弟子屈市街の避難所や相互協定を締結している市町村の避難所へ誘導する。

5. 噴火警戒レベル5の場合

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、ケース毎にあらかじめ定められた防災体制（災害対策本部設置など）をとり、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有を強化する。

また、今後、想定した噴火よりも大きな噴火が発生した場合やケース1からケース2に推移した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

(2) 情報収集・伝達

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、観光局等に対して、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や住民避難の実施について周知する。

北海道は、火山噴火災害が発生し、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施する必要がある場合、防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うため、災害対策（現地）合同本部を設置する。

イ 各町

各町は、火山活動による被害の発生が予想される時は、災害情報、噴火活動及び対策状況に応じて、町の地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、情報共有を図るなど必要な配備体制をとる。配備の体制・任務、招集条件、招集範囲等については、各町の地域防災計画による。

登山者に対しては、避難促進施設や警察等から情報を収集するとともに、登山届等との照合を行い北海道に報告する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

観光客等が避難対象地域にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、大きな負担がかかることが考えられるが、早期に帰宅させる等その負担の軽減に努める。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）がアトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。

これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。

住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

なお、入山規制は継続中です。

（以上繰り返し）

●緊急時におけるメール文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が
アトサヌプリに発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

(3) 通行規制等

避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の避難誘導を円滑に行うため、道路管理者、警察はあらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。

(4) 住民の避難

北海道は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、町を支援し、町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。外国人対応として、多言語での避難誘導を行うことが望ましい。警察、消防等は、住民等の避難誘導にあたる。自衛隊は、北海道からの災害派遣要請があった場合、避難誘導を支援する。

ア ケース1（水蒸気噴火）の場合

ケース1では小規模噴火（水蒸気噴火）を想定しており、弟子屈町は想定火口（硫黄山）から約1.5kmの範囲（川湯駅前地域及び跡佐登地域の一部）の住民に対し、避難を発令する。

なお、要配慮者の弟子屈市街の避難所への避難誘導を優先して行う。

イ ケース2（マグマ噴火）の場合

ケース2では、中～大規模噴火（マグマ噴火）を想定しており、弟子屈町は想定火口（硫黄山～マクワンチサップ周辺）から約6kmの範囲（川湯駅前地域、川湯温泉、跡佐登地域、美留和地域、屈斜路湖地域）の住民に対し避難を発令するが、火山の活動状況に応じて協議会や合同会議（気象庁、火山専門家、北海道、地方整備局等）での協議や助言を踏まえ、発令地域を変更する。

弟子屈町は弟子屈市街の避難所や相互協定を締結している市町村の避難所へ誘導する。

第2節 事前に噴火警戒レベルが引き上げられない場合の避難対応

1. 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→3）

突発的に噴火した場合、協議会の構成機関は、速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議の上、入山規制を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する等の対応を行うことになる。

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

北海道、各町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について協議し対応にあたる。

(2) 情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火の発生を覚知した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

ア 北海道

報道機関とも連携し各町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

イ 各町

弟子屈町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及び影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、弟子屈町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、弟子屈町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、弟子屈町です。

本日午前（午後）〇時〇分にアトサヌプリで噴火が発生しました。

火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。

建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（次は、〇時間後にお知らせします。）

（以上繰り返し）

●緊急時におけるメール文例

こちらは、弟子屈町です。

本日午前（午後）〇時〇分にアトサヌプリで噴火が発生しました。

火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。

建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（次は、〇時間後にお知らせします。）

(3) 入山規制

弟子屈町は、硫黄山MOKMOKベース等の規制範囲内にいる観光客、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。また、道道52号の一部やつつじヶ原自然探勝路及びアトサヌプリ周辺林道の通行規制を速やかに行う。

(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。必要により安全を確保できる位置まで誘導員を前進させる。

この際、各対策本部等は、噴火位置を踏まえ入山規制範囲が各登山道上、何処になるかを座標、緯度経度等で通知し、安全を確保する。

避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、各町等が下山用輸送車両の確保に努める。また、負傷者等がいる場合、最寄りの安全な位置に救急車を配備して対応する。

警察、消防は、弟子屈町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。自衛隊は、登山者に対しヘリコプターで周知活動を行う。

警察、消防、自衛隊は、要救助者等の要請に伴い救助活動も実施する。

(5) 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

登山者等のうち、居住地域に近い登山者、近くに身を守るための建物がない登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難してくる登山者等の避難誘導を避難促進施設等とも連携し行う。

警察、消防、自衛隊は、弟子屈町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の避難誘導にあたる。

(6) 避難所等の開設

弟子屈町は、突発的に噴火した場合、避難してきた登山者等を一時的に収容するために、速やかに避難所等を開設し、登山者等の受入れを行う。

避難所等の開設については、噴火発生時の状況に対応して必要な措置を講ずる。

(7) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者、登山者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。

緊急退避後、必要に応じて、町が確保したバス等でさらにより安全な避難所等への避難を行う。

また、避難促進施設等は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、町に報告する。

2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地至った場合（噴火警戒レベル2 又は3→5）

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達するおそれがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難指示の周知、住民、安全、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行う。特に、火砕流が居住地域まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する。

(1) アトサヌプリ火山防災協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、速やかに住民、登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報共有や情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

また、噴火の発生位置や規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行し、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

札幌管区気象台は、噴火の発生を覚知した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。また、気象庁、学識経験者等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその影響範囲などの把握に努め、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の見直しに努める。

ア 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表を活用し、各町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及び影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

イ 各町

各町は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所までの避難」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、各町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に周知する。

●住民等向けの防災行政無線文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分にアトサヌプリで噴火が発生しました。
〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

●緊急時におけるメール文例

こちらは、〇〇町（弟子屈町又は清里町）です。
本日午前（午後）〇時〇分にアトサヌプリで噴火が発生しました。
〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

第3節 広域避難等

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町村を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難（広域一時滞在）等の必要性の判断や実施に伴う避難手段の確保、行政機能の移転等を行う。

広域避難等に関する防災対応が速やかに行うため、対応項目を整理し手順について、次のとおり定める。

1. 広域避難等の判断・実施

弟子屈町は、火山現象の影響範囲によって安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難（広域一時滞在）等の体制に基づいて避難を実施する。

その際、合同会議等で情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。

また、避難先市町村と連絡を取り避難者受入れを要請するとともに、受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難等を行うことを周知する。

北海道、各町、警察等は、広域避難等の実施が決定された場合、必要に応じて避難経路での通行規制等を実施するとともに避難誘導の対応にあたる。

2. 避難手段の確保

弟子屈町は、広域避難（広域一時滞在）等の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し町が保有する避難手段などの情報を北海道等と共有する。

町は、北海道等が確保できる輸送手段とも併せて、避難対象地区（地区単位）に割り当てる。

北海道は、町から収集した避難者数の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請しバス等の輸送手段を調達・確保する。また、必要に応じて警察、消防、自衛隊に対して支援を要請する。

3. 避難先の受入準備

北海道は、避難先市町村と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割当てなどの調整を行うとともに、広域避難等に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

弟子屈町は、広域避難等の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、北海道や避難先市町村と共有する。割り当てられた避難所等の情報をもとに避難対象地域（地区単位）ごとに避難所を割り当てる。

避難先市町村は、避難所の開設・運営について、弟子屈町と協議する。

第4節 救助活動

短時間で居住地域に到達する火山現象や突発的な噴火の発生では、避難が間に合わず、逃げ遅れる者や死傷者が発生するおそれがある。北海道からの要請があった場合など危険な状況下での救助活動となるため、活動実施や撤退の判断体制、活動方法、安全管理などが必要であり、その判断は、基本的に災害対策本部等（北海道、現地合同本部）が行うこととなるが、迅速な対応が必要となる噴火当初における避難誘導に伴う救助活動等は、各町の災害対策本部が判断する。この場合、救助活動を円滑に行い、各機関が統一のとれた対応を行えるよう、平時からの協力体制を構築することが重要となる。

また、細部の救助活動については、合同調整所（警察・消防・自衛隊）が要救助者等の情報を集約し、各機関が共有して判断し、活動にあたる必要がある。

1. 救助活動の体制

(1) 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置

警察、消防、自衛隊の各機関が連携して救助活動を円滑に実施するため、現場活動の一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置して体制を整える。現地合同本部（北海道もしくは国）が決定した救助に係る方針に基づき、現地における細部の救助地域・重点地域、警察、消防、自衛隊等の連携要領を決定する。この際、現地合同本部、各町対策本部との情報共有・調整・要望事項に着意するとともに、隊員の安全確保のため、現場指揮官の意見具申を重視して救助活動の停止・中止を指示する。

可能であれば合同調整所に気象庁の職員（JETT）、火山や火山地域に詳しい関係職員を派遣してもらい各種判断の資とする。

なお、合同調整所には、消防、警察、自衛隊の現場指揮官を統制できる主要幹部を配置するものとする。

(2) 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて現地合同本部（北海道もしくは国）を窓口として火山や火山地域に詳しい関係機関の職員、学識経験者等の技術的な支援を受ける。

(3) 活動基準の設定

災害対策本部は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等などによる活動基準を設定する。

また、噴火時等における救助活動の可否の判断は速やかに各機関へ周知する。現地で活動する現場指揮官が、判断に結びつく情報を入手した場合には、合同調整所（現地合同指揮所）等に速やかに報告するとともに救助活動を中止して安全な地域まで退避させる。

気象庁、学識経験者等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

災害対策本部は、火山活動の変化等による現場の安全確保を重視して現場指揮官の判断を優先する。

■表 27 天候や火山の状態による活動基準例

(参考：御岳山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書)

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) : 10ppm、二酸化硫黄 (SO ₂) : 5 (2) ppm ※ SO ₂ ガスが溜まりやすい凹地、低地等においては、2ppm
降雨による捜索中止判断基準	降雨開始見通し時間の3時間前までに、若しくは現地にて降水を確認した場合、捜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 さらに捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがしないこと。

(4) 活動基準の範囲

救助活動を行うにあたって、二次災害を防止するため災害対策本部は、気象庁、学識経験者等から監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。突発的な噴火時、避難誘導に伴う当初における救助活動は、上記情報などを基にレベルに応じた活動範囲を各町の災害対策本部が判断する。

(5) 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

2. 住民等の救助活動

(1) 要救助者情報の把握

居住地域における逃げ遅れ者等の有無を把握するため、各町は、あらかじめ整備された避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

(2) 捜索・救助活動

警察、消防、自衛隊は、二次被害を防止するため、共有された避難者情報をもとに、遭難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

3. 登山者等の救助活動

(1) 要救助者情報の把握

北海道、各町、警察等は、連携し「認定エコツアー名簿」等と（火口近くに位置する）避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

(2) 捜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、二次被害を防止するため、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

4. 医療活動

北海道、各町は、噴石や火砕流等による負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入れ等の協力を求めるものとする。また、臨時に現場救護所を開設し、必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

第5節 災害対策基本法に基づく警戒区域

警戒区域とは、災害対策基本法第63条において「災害が発生又は発生が予想される場合に、住民、登山者等の生命・身体への危険を防止するために、一般町民の立入りが制限・禁止される地域」と定められており、町が設定することができる。

火山災害において、噴火が切迫している又は噴火が継続中である場合、住民、登山者等が避難した後の避難対象地区に対して、住民、登山者等が立入ることによる被害発生を防ぐために警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の範囲については、各町が個別に設定するのではなく、地域一体となって設定するため、気象庁、学識経験者等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

各町は、警察、消防、自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。

警察は警戒区域内の治安維持に努める。

■表 28 警戒区域の設定に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
警戒区域の設定時	避難実施町	北海道及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 合同会議において、警戒区域の設定に関する協議 警戒区域の設定、各町内への広報
	北海道・避難実施町	観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し警戒区域の設定の周知 報道機関への情報提供
	道路管理者	警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察	警戒区域の設定に応じた交通規制箇所（道路）の選定
	警察、消防、自衛隊	警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	避難実施各町と警戒区域の設定に関する協議
噴火開始後	避難実施町	火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを合同会議で協議
	道路管理者	警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察、消防、自衛隊	警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを協議

第6節 堆積物の除去

道路上に火山灰が5mm以上堆積すると、降雨時には車両が動けず除灰作業が困難となるなど避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等に大きく影響することから、道路管理者は、作業の安全性を確保した上で、速やかに除灰作業を実施して道路啓開を進め避難車両及び緊急車両の通行ルートを迅速に確保する。

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対しては、被害を軽減するため、国、北海道が事前対策として導流堤や既設堤防の嵩上げなどを行う。

流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物に覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合もあり全般の被災状況と併せて合同会議（又は協議会）において作業の体制や作業開始時期等を検討し実施する。

第7節 報道機関への対応

1. 全般

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠であり、報道機関との連携が重要である。

一方で、報道機関からの取材が殺到し防災対応に支障が出たり、不正確な情報が報道で流れたりすることもあり、定期的な記者会見の設定や窓口を一元化した正確な情報発信に努める必要がある。報道機関への情報提供にあたっては、協議会の事務局等を窓口として一元化し、協議会（又は合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について情報を発信するとともに観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。

また、必要に応じて、協議会の事務局と気象庁等、関係機関が合同で記者会見を行う。

合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。合同記者会見では、北海道は火山地域全体の防災対応の状況、町は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらに、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知には十分に注意する。

報道機関からの取材や問い合わせに対しても、協議会の事務局等が適時対応するとともに、協議会構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合には、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

町は、協議会（合同会議）としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備え、町としても報道機関対応の窓口を設置する。

2. 記者会見

北海道及び関係機関は、災害現地本部等において噴火活動の状況、応急対策の実施状況等について共同で記者会見を行う。

3. 広報要請

各町は、報道機関にテレビ、新聞等による住民への広報を要請する。

現地合同本部が設置された場合は、北海道が主体的に行う。

4. 取材活動に関する要請

各町は、報道機関に対し、避難区域等への立入禁止措置を徹底するように要請する。

避難所等における取材は、避難所等自治組織の許可を得て、避難者に配慮した取材を行うよう要請する。

5. 情報窓口の設置

各町は、報道機関や住民、避難者、避難者関係者からの問合せに対応するため、情報専用窓口を設置する。

ただし、避難者の所在問合せや避難者名簿の提供等は、プライバシーに配慮するため、取扱いに留意する。

【関係法令】災害対策基本法第86条の15（安否情報の提供等）

6. 外国人への広報

各町は、言語・生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ的確に行動が取れるよう、次のような条件、環境作りに努めるとともに、外国人の住民登録時等様々な機会を捉えて防災対策等についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 英語通訳が可能な職員の確保及び教育委員会から臨時英語講師通訳の支援受け

(4) 避難所開設運営要員に対し、翻訳ソフトの取扱要領についての習熟

北海道が推奨している「VoiceTra（ボイストラ）」は、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）による話しかけると外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリである。

<http://voicetra.nict.go.jp>

7. 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して災害広報を行う。

第4章 緊急フェーズ後の対応

第1節 避難の長期化に備えた対策

1. 趣旨

避難生活が長期化する状況を想定し、避難者の精神的負担を軽減するための体制や避難所等の環境面を配慮した対策をとることが必要である。

町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて適宜正確に避難者に伝達する。避難所等においては、運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。道は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達する。道が保有する施設で、長期の避難生活に対応した避難所となりうる施設をリストアップし、町に提供する。

なお、保健師や福祉ボランティアの確保については、広域的な応援体制を確保する。

気象庁は、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について、定期的に説明会を開催するなどして情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図る。

ペット・家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保すべきであるが、確保できない場合を想定し臨時の預かり所や避難先の確保、搬送方法などを協議会等で協議する。

また、地割れ等の顕著な地形変化、溶岩流や大規模な火砕流、土石流による地表面の被覆が発生した地域等では、数年に及ぶ避難の長期化や場合によっては今後居住が困難となる可能性があることにも留意する。

2. 要配慮者等の支援

各町は、要配慮者等が避難生活を送りやすいように各種支援を実施する。

3. 食料・生活必需品・飲料水の供給

各町は、避難所で食料、生活必需品、飲料水を供給する。

4. 救護所の設置

各町は、避難所に救護所を設置し、医師の診療を医師会等に要請する。

5. 相談窓口の設置

各町は、避難所に相談窓口を設置し、避難者の申し込みや相談を受け付ける。

必要があるときは、各関係機関・団体に要員の派遣を要請する。

6. 入浴支援

各町は、近隣の入浴施設、温泉等を避難者の入浴場所として確保し、無料バスの運行等により、定期的に入浴ができるような措置をとる。

7. 救援物資と救援体制等

避難生活が長期化する場合は、特に避難所での生活のための食糧・衣料等の救援物資の補給や、病気、けが、精神状態等のケアのための医療体制の確保、居住スペースの快適化等の措置に努める。

(1) ボランティア等の受入れ

ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちの居住や食事等の斡旋、活動場所の割り振り等は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが実施するものとする。

(2) 救援物資の受入れ、整理配分

避難所職員は、品案所自治組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資の見極めと充足した物資の流入停止等の要請を災害対策本部に実施する。

第2節 風評被害対策

1. 適時適切な情報発信

火山活動が活発化した際には立入規制等を行うが、立入規制区域外の、本来、観光客等の受け入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセル等が起こり、観光地として大きなダメージを受けるおそれがあることから、報道機関に対し最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報の適時適切な情報発信を行い、風評被害の防止に努める。

2. イメージダウンの軽減

火山活動の鎮静化後は、積極的な情報発信等により地域のイメージダウンを軽減する取組みを講じる。

第3節 避難指示等解除、一時立入等の対応

噴火時等における入山規制や避難等の実施は、住民、登山者等の安全を確保する上で、重要な対応であるが、住民等の生活や地域の経済活動には、火山活動の長期化に伴い大きなダメージをもたらすおそれがある。規制や避難、その解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになる。

1. 避難指示等の解除について

北海道、各町は避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、学識経験者等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

避難指示等の解除にあたって、避難対象地区の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することを防災行政無線やメール等を活用し住民等に周知するとともに、帰宅計画についても周知する。

警察、道路管理者等は、避難指示等の解除に先立ち、避難対象地域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ必要な通行規制の解除等を行う。

2. 規制範囲の縮小又は解除

規制範囲の縮小とは、火山活動の状況等から安全が確認された場合、入山規制や警戒区域を設定している範囲を縮小することであり、規制範囲全体を解除する場合もある。

北海道、各町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査等を支援して最新データの分析による気象庁、学識経験者等の助言を踏まえて関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール等を活用し住民等に周知する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ必要な通行規制の解除や新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3. 一時立入について

(1) 趣旨

一時立入とは、避難対象地域や警戒区域内に居住する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持出し、生業の維持等のため、一時的に避難対象地域や警戒区域に立ち入ることである。

一時立入にあたっては、現地調査の実施や一時立入者の情報管理、安全を確保するための警戒体制や情報伝達システムの確保、立入時間等を協議する体制構築が重要である。

(2) 各構成機関の対応

ア 各町

各町は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間等を設定し一時立入を実施する。

一時立入を実施する際には、町は、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

なお、気象庁、火山専門家等が行う現地調査についても同様に行う。

イ 北海道

北海道は、町と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

ウ 気象庁等

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、町や北海道に助言を行う。

また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、町が作成した一時立入者名簿を活用し規制箇所等で一時立入者の入退去の確認を行う。

(3) 一時立入の決定

各町は、農作物・畜産物の保護等の生計維持、被害調査、土砂災害の予防対策、一時帰宅前のライフライン復旧作業のために必要があると認めた場合は、避難区域の一時立入を行う。

(4) 一時立入の方法

一時立入は、住民の申請を審査し対象者を制限して実施する。

住民の移動は各町の用意した車両で、復旧作業員の移動はそれぞれのライフライン機関の車両による。

調査のために立入が必要な場合には、状況により自衛隊に輸送支援を要請する。

4. 再避難対策

各町は、避難解除にあたって降雨時の降雨型泥流（土石流）の危険区域等を設定する。

設定した区域では、降雨時の河川の監視や避難の体制を確立し、降雨時には町、北海道、消防署・消防団、住民による警戒活動を行う。

第4節 一時帰宅

1. 一時帰宅

各町は、避難が長期化し火山活動が安定している場合は、避難区域の一時帰宅を実施する。

2. 一時帰宅の対象者

各町は、一時帰宅の希望者を受け付け、帰宅者及び使用する車両の登録を行う。対象者は次のとおり。

(1) 対象区域に居住する者

(2) 対象区域にある事業所の従業員

(3) 住民生活に必要な販売店、サービス業の関係者

(4) 復旧工事関係者

(5) その他各町が認めた者

3. 一時帰宅の方法

一時帰宅は、帰宅者の車両にて行う。車両を準備できない帰宅者がある場合は、各町は車両を用意する。

第5節 警戒・監視活動

1. 各町は、一時立入、一時帰宅を実施する場合は、異常現象の監視のため、ヘリコプター、ドローン、監視カメラ等による噴火状況の監視を気象台等関係機関に要請する。対象区域では、警察、消防による警戒を行い、危険情報がある場合は、警戒中の警察官、消防職員・団員を通じて立入者、帰宅者に伝達する体制をとる。

2. 気象台は、火山の活動に変化が認められ、一時立入、一時帰宅した住民に危険が及ぶ可能性があるると判断した場合には、伝達体制に従って速やかに連絡を行う。

第5章 平時からの防災啓発と訓練

第1節 防災啓発と学校での防災教育

わが国は火山国であり、火山地域に暮らす住民だけでなく、火山地域以外も対象とし、普段から広く火山についての防災啓発・防災教育に取り組むことが重要である。火山地域には、そこに暮らす住民や火山地域を訪れる登山者等がいる。それぞれに立場や火山に対する意識の違いはあるが、火山は噴火災害だけでなく、多くの恵みをもたらしてくれていることなど、「火山について正しく知る」ことを防災啓発・防災教育の基本とする。

御嶽山の噴火（2014年）や本白根山の噴火（2018年）で明らかのように、特に小さな水蒸気噴火の場合の火山活動の前兆は、必ずしも捉えられるわけではない。また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、火口に観光施設が近接し、かつ火口が観光名所となっているという特徴の理解を促し、住民、観光客等一人一人に正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

そのため、協議会及び防災関係機関と協力し、各町の地域防災計画に定めるところにより、火山防災活動の周知・啓発活動を実施する。また、将来の地域を担う児童生徒に対する防災教育も推進するものとする。

1. 住民等への防災啓発

火山地域に暮らす住民の防災意識を向上させることで、町が取り組む防災対策への理解が深まり、噴火時等において円滑に避難誘導等を行うことができる。

北海道、各町は、住民等への啓発方法について協議会で協議する。

各町は、気象庁、北海道等から助言・監修してもらい火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布し、気象庁等と協力しマップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民等の防災意識の向上を図る。

2. 登山者等への防災啓発

アトサヌプリを訪れる観光客や登山者等の中には、火山に関する知識や、噴火時等のリスク・防災対応について理解が不足している人たちがすくなくからずいると考えられる。特に、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要があり、そのためにも、火山の知識、噴火時等のリスクや防災対応について、知ってもらうことが重要である。

各町は、関係機関と連携し、観光客への火山活動に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。この際、硫黄山MOKMOKベース近傍に噴火への注意喚起に関する看板を設置し、硫黄山MOKMOKベース、川湯ビジターセンター、JR釧網線川湯駅舎、川湯温泉観光案内所（川湯ふるさと館内）及び川湯郵便局に、同趣旨を表すリーフレットを配布・設置して、火山活動等に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。

3. 学校での防災教育

児童・生徒を対象とした学校での防災教育も重要である。火山地域全体の防災意識の向上にもつながる。

各町は、教育委員会を通じて、児童及び生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

4. 講演会・研修会の開催

各町は、気象庁、火山専門家等と連携して、住民、事業者、各種施設及び自治会等に、火山活動等に関する正しい情報を提供するため、講演会等を開催する。

5. 家庭での防災意識の醸成

町民は、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の連絡先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常時の持出袋の確認、家具の転倒防止、家の中の安全な場所の確保等を行うとともに、町及び自治会等が開催する訓練、講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難要領等の習熟に努める。

6. 具体的な手段等

(1) 防災教育

地域住民、防災関係機関職員等に対する防災教育、観光客に対する防災知識の普及啓発を実施し、防災意識の向上を図る。

ア アトサヌプリの概要等に関する周知

イ 火山噴火災害史等に関する周知

ウ 避難所等、避難経路、避難方法、避難の備え等に関する周知

エ 噴火警報等に関する周知

オ 火山観測施設、防災施設等に関する周知

カ 火山噴火災害危険区域予測図（ハザードマップ）に関する周知

- キ 火山防災講演会、火山防災研修会による防災知識等の周知
- ク 自助努力として必要な家庭内備蓄の周知
- ケ その他火山防災に関する事項の周知

(2) 啓発活動

突発的な火山噴火災害に備え、平素より各種啓発活動を実施するものとする。

- ア 広報紙、ホームページ、マスメディア等による啓発活動
- イ 防災行政無線、広報車等による啓発活動
- ウ 防災ガイドブック、リーフレット、チラシ等の配布による啓発活動
- エ ポスター、看板、掲示板等による啓発活動
- オ 防災講演会、火山防災研修会等による啓発活動
- カ 火山防災の日（8月26日）の周知徹底

活動火山対策についての関心と理解を深めるために「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）」第37条により設けられた火山防災の日（8月26日）に防災訓練等、その趣旨に相応しい行事の実施に努めるものとされている。

- キ その他火山防災上有効な啓発活動

第2節 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑にかつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が各噴火シナリオにおけるそれぞれの役割を認識し、防災計画に基づいて行動できることが必要である。

また、訓練を通じて防災計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うことが重要である。

防災訓練には、実際の噴火を想定し、避難にかかわる地域の住民や事業者等が参加することが望ましく、自主防災組織や避難促進施設にも協力を求め実施する。継続して実施することが重要であり、毎年の実施時期などを協議会の構成機関と取り決めておく。

1. 訓練項目等

火山噴火災害に係る災害応急対策等を円滑に実施するため、関係機関と緊密な連携を図り、各町の地域防災計画に定めるところにより、実動及び図上により各種防災訓練を実施し、火山防災についての知識及び技能の向上を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

■表 29 訓練項目・訓練名・訓練内容

訓練項目	訓練名	訓練内容
個別訓練	消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関の出動 ・隣接町村の応援 ・広域消防による応援 ・避難立ち退き ・救出活動 ・消火、広報、情報連絡等
	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、伝達、誘導 ・避難住民の掌握、輸送 ・避難所の開設、防疫 ・給水・給食等
	通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報等の伝達 ・各種情報の連絡 ・通信施設の点検等
	降灰調査実動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰採取 ・降灰の移送 ・ヘリコプター画像伝送
図上訓練	図上訓練	噴火を想定した個別及び総合的図上訓練
総合訓練	総合訓練	噴火を想定した総合的防災実動訓練

2. 訓練の実施

協議会は、各町を始め関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的に避難訓練を支援あるいは実施する。訓練は、以下の訓練を個別に、又は総合的に実施するものとする。

(1) 情報受信伝達訓練

アトサヌプリ火山防災協議会構成機関、自治会、学校、その他の避難促進施設を対象にした高齢者等避難又は避難指示等の情報受信伝達訓練

(2) 避難誘導訓練

住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難誘導訓練を実施する。

(3) 図上訓練

ア 避難経路の確認、安否確認を焦点にした図上訓練

イ 噴火に伴う様々な阻害事項を排除することを焦点にした図上訓練

(4) 避難所開設・運営訓練 避難所開設時の初動と住民による運営に関する訓練

(5) 現地災害対策本部運営訓練

現地災害対策本部の関係機関の展開要領～情報交換～出動時の連携等に関する訓練

【別紙類】

別紙第1 アトサヌプリ火山防災協議会規約

(設置)

第1条 アトサヌプリ火山防災協議会（以下、「協議会」という。）は、アトサヌプリについて想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関し必要な協議を行うため、北海道、弟子屈町及び清里町が共同で設置する。

2 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する火山防災協議会とする。

(所掌事務)

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関すること
- (2) 火山噴火時等の避難計画に関すること
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制や避難の対象範囲に関すること
- (4) 大規模火山災害発生時の現地合同災害対策本部の設置に関すること
- (5) 火山噴火防災訓練の実施に関すること
- (6) 火山の防災意識の向上に係る啓発活動に関すること
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(協議会)

第3条 協議会は、付表第1に掲げる者で構成する。学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

また、オブザーバーとして、付表第2に掲げる者を加える。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、弟子屈町長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長がアトサヌプリの噴火災害の発生により、その職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 会長が特に必要と認める場合には、構成員以外の者を出席させることができる。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、緊急時又は、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものとする。

- 2 コアグループ会議は、付表第3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議には、座長を置く。
- 4 座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(経費)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、釧路総合振興局及び弟子屈町において行う。

(雑則) 第10条 各機関の所掌事務の概要は、付表第4によるものとする。

2 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第1条第2項は、法に基づく火山災害警戒地域が指定された日（以下「指定日」という。）から施行する。

2 指定日の前に開催された協議会において第2条の所掌事務に関し協議した事項は、指定日以降に協議会において協議した事項とみなす。

附則（平成28年3月16日付一部改正）この規約は、平成28年3月23日から施行する。

附則（平成29年2月22日付一部改正）附則（平成30年2月14日付一部改正）附則（令和2年1月22日付一部改正）

附則（令和4年4月1日付一部改正）

付表第1「アトサヌプリ火山防災協議会構成員」

連番	グループ	機 関	役職名
1	国 の 機 関	陸上自衛隊第5旅団 (防衛省)	旅団長
2		札幌管区气象台 (国土交通省気象庁)	台 長
3		釧路地方气象台 (国土交通省気象庁)	台 長
4		網走地方气象台 (国土交通省気象庁)	台 長
5		根釧西部森林管理署 (農林水産省林野庁)	署 長
6		釧路自然環境事務所 (環境省)	所 長
7		釧路開発建設部 (国土交通省)	部 長
8		網走開発建設部 (国土交通省)	部 長
9		国土地理院北海道地方測量部 (国土交通省)	部 長
10		北海道総合通信局 (総務省)	防災対策推進室長
11	道 の 機 関	北海道	知 事
12		釧路総合振興局	局 長
13		オホーツク総合振興局	局 長
14		北海道警察	本部長
15		北海道釧路方面弟子屈警察署	署 長
16	地 方 自 治 体	弟子屈町	町 長
17		弟子屈町	副町長
18		清里町	町 長
19	消 防	釧路北部消防事務組合消防本部	消防長
20	指 定 公 共 機 関	NTT東日本一北海道東支店	釧路営業支店長
21		北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店弟子屈ネットワークセンター	所 長
22		JR北海道釧路支社	支社長
23		北海道バス協会釧根地区バス協会	会 長
24	学 識 経 験 者	(火山学や砂防学の専門家等)	北海道防災会議地震火山対策部会 火山専門委員会からの推薦者
25	観 光 関 係 団 体	弟子屈町振興公社	取締役社長
26		(一財)自然公園財団川湯支部	所 長
27		(一社)摩周湖観光協会	会 長
28		阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会	会 長

付表第2「オブザーバー」

連番	グループ	機 関	役職名
1	国 の 機 関	釧路海上保安部 (国土交通省)	警備救難課長

付表第3「コアグループ会議構成員」

連番	グループ	機 関		役 職 名	
1	地 方 自 治 体	弟子屈町		総務課長	
2		清里町		総務課長	
3	消 防	弟子屈消防署		署 長	
4	国 の 機 関	札幌管区気象台		火山対策調整官	
5		釧路地方気象台		防災管理官	
6		網走地方気象台		防災管理官	
7		根釧西部森林管理署		地域統括森林官（弟子屈・屈斜路） 森林官（川湯）	
8		釧路開発建設部		防災課長	
9				治水課長	
10				道路整備保全課長	
11				弟子屈道路事務所長	
12				網走開発建設部	防災課長
13		道 の 機 関	釧路総合振興局	地域創生部	危機対策室主幹
14				釧路建設管理部	用地管理室維持管理課主幹
15					弟子屈出張所長
16	オホーツク総合振興局		地域創生部	危機対策室主幹	
17			網走建設管理部	用地管理室維持管理課主幹	
18				事業室事業課長	
19				斜里出張所長	
20	北海道警察		釧路方面本部		警備課長補佐
21			釧路方面弟子屈警察署		警備係長
22			釧路方面中標津警察署		警備課長
23		北見方面本部		警備課長	
24		北見方面斜里警察署		警備係長	
25		北見方面美幌警察署		警備係長	
26	指 定 公 共 機 関	J R北海道釧路支社		企画次長	

付表第4「所掌事務」

機関名	業務の大綱
弟子屈町	①災害情報の収集記録に関すること。 ②救援物資の供給及び調整に関すること。 ③避難指示及び誘導に関すること。 ④避難所の開設及びその運営に関すること。
清里町	⑤被災者の救出、救助、救護活動に関すること。 ⑥必要資材等の調達及び緊急輸送に関すること。 ⑦現地広報に関すること。 ⑧防災設備、施設の整備に関すること。
釧路北部消防事務組合 消防本部	①災害時における避難誘導及び救出、救助並びに救護に関すること。 ②火災時の消火活動に関すること。
陸上自衛隊第5旅団	①災害時における部隊の派遣全般に関すること。 ②災害（予想含む）、情報収集のための部隊の自主派遣に関すること。
札幌管区气象台	①気象、地象、水象、特に火山現象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ②気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ③気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努めること。
釧路地方气象台	④気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、その利用の心得等の周知・広報に努めること。 ⑤避難マニュアルやハザードマップ作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。
網走地方气象台	⑥災害の発生が予想される時や災害発生時において、北海道及び町に対して気象状況やその予想の解説等を適宜行うこと。 ⑦北海道や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
根釧西部森林管理署	①所管国有林の林野火災の防止に関すること。 ②所管国有林の復旧治山及び地すべり等の山地治山に関すること。 ③所管国有林の保安林及び保安施設等の防災に関すること。 ④災害時における緊急対策及び復旧用材の供給等に関すること。
釧路自然環境事務所	①阿寒摩周国立公園川湯集団施設地区の管理に関すること。 ②国立公園利用者（主につつじヶ原自然探勝路、川湯ビジターセンター、裏摩周展望台、神の子池）への噴火情報等の周知に関すること。
釧路開発建設部	①一般国道の維持、災害復旧に関すること。 ②国道通行規制に関すること。 ③その他、国道管理に関すること。
網走開発建設部	④国河川の維持、災害復旧に関すること。 ⑤避難マニュアルやハザードマップ作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと。
国土地理院 北海道地方測量部	①地理空間情報の活用に関すること。 ②防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 ③測量等の実施に関すること。
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

北 海 道	①災害情報の収集及び伝達並びに報告に関すること。 ②救援物資の供給及び調達に関すること。 ③自衛隊の災害派遣要請に関すること。
釧 路 総 合 振 興 局	④災害応急対策及び災害復旧対策実施に関すること。 ⑤災害救助法の適用及び応急救助計画の作成並びに実施に関すること。 ⑥道道、道河川の防災工事、維持並びに災害復旧その他の管理に関すること。
オホーツク総合振興局	⑦医療班、医療器材等の連絡調整に関すること。 ⑧災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。 ⑨被災地の環境保全に関すること。
北 海 道 警 察	①住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
釧 路 方 面 本 部	②災害情報の収集及び伝達に関すること。 ③災害警備本部の設置に関すること。
弟 子 屈 警 察 署	④被災地、避難所等、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑤公共の安全と秩序の維持（犯罪の予防、取締り等）に関すること。
北 見 方 面 本 部	⑥危険物に対する保安対策に関すること。
斜 里 警 察 署	⑦関係機関への連絡調整及び地域住民への広報活動に関すること。 ⑧遺体検視、行方不明者の発見・捜索に関すること。
美 幌 警 察 署	⑨方面本部相互の連絡調整に関すること。
学 識 経 験 者	アトサヌプリ火山防災協議会における警戒避難体制の検討について、専門的見地から助言等を行う。
東日本電信電話株式会社 北 海 道 東 支 店 釧 路 営 業 支 店	①非常及び緊急通信の取扱い、重要通信の確保等に関すること。 ②災害対策本部、避難所等の非常電話回線の確保に関すること。
北海道電力ネットワーク 株式会社釧路支店弟子屈 ネットワークセンター	電力の円滑な供給に関すること。
J R 北 海 道 釧 路 支 社	①鉄道輸送の連絡調整に関すること。 ②災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 ③災害時における救援物資の輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援に関する こと。
北 海 道 バ ス 協 会 釧 根 地 区 バ ス 協 会	災害時における人員の緊急輸送に関すること。
弟 子 屈 町 振 興 公 社	①アトサヌプリの噴気状況の変化に関する情報提供に関すること。 ②硫黄山MOKMOKベースにおいて、水蒸気噴火時における避難者の一時収容及び 避難誘導の支援に関すること。
(一財)自然公園財団 川 湯 支 部	①アトサヌプリの噴気状況の変化に関する情報提供に関すること。 ②硫黄山MOKMOKベース駐車場において、水蒸気噴火時における避難者の一時収 容及び避難誘導の支援に関すること。
(一社)摩周湖観光協会	①協会員との情報交換に関すること。 ②アトサヌプリが噴火時における観光施設及び観光客等の避難指示・誘導等に関する こと。
阿 寒 摩 周 国 立 公 園 川 湯 地 域 運 営 協 会	①協会員との情報交換に関すること。 ②アトサヌプリが噴火時における会員への避難指示・誘導に関すること。
以下は、オブザーバーであるが、協力等が期待できる業務を示す。	
釧 路 海 上 保 安 部	火山噴火時の屈斜路湖及び同周辺水域での水害事故発生時の救助、火山噴火時の航空 偵察、空路からの救助等に関すること。

別紙第2 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換すること等により応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手續)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）

第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電信、電話等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、船艇、機械器具等 借上費、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費等

(5) 施設の提供 借上料

(6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年11月5日から施行する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

別紙第3 釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内8市町村
防災基本協定

釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町（以下「提携市町村」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、平時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平時における相互協力）

第2条 提携市町村は、平時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

- (1) 地域防災計画その他各提携市町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- (2) 各提携市町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携市町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- (5) 災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第3条 提携市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という）が、独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町村に対して応援を要請することができるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 人的応援
 - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - イ ボランティアのあっせん
- (2) 資機材及び生活必需品等の提供
 - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品などの物資並びに資機材の提供又はあっせん
 - ウ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっせん
- (3) 代替事務所、避難所等の提供
 - ア 被害市町村における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供
 - イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供
- (4) その他
 - 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第5条 被災市町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）に対して文書又は口頭により要請するものとする。なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、具体的な応援内容

- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 第4条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町村長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

2 前項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援市町村とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町村が必要と認めるときは、自主的に被災地の情報収集を行うとともに、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市町村の負担とする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第9条 各提携市町村は、それぞれが友好都市関係を持つ市町村又は相互応援協定を締結している市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは提携市町村に対して協力を求めることができるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 提携市町村は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書9通を作成し、各市町村長及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月24日

別紙第4 大空町・清里町・小清水町とのアトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に関する覚書

(目的)

第1条 弟子屈町（以下「甲」という。）と大空町・清里町・小清水町（以下「乙」という。）は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、アトサヌプリがマグマ噴火し住民等が避難する際の支援要領について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の避難者が乙に一時避難しなければならない時の避難場所の提供
- (2) 上記避難場所での医療、飲料水・食料等の提供及びあっせん
- (3) 甲から乙へ避難する際及び乙を経由して弟子屈町内へ避難する際の要点での誘導及び安全を確保するための施策
- (4) 前各号に定めるもののほか、甲から乙に対して、特に要請のあった事項

(応援の要請の手続)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号に掲げる避難者の人数、車両数、避難者の特徴及び避難経路等
- (3) 第2条第2号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 第2条第3号に掲げる内容の具体的な支援内容

(応援の経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 応援を受けた甲において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた甲の求めにより、応援を行った乙は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(他の覚書との関係)

第5条 この覚書は、道及び市町村相互において締結している「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定」を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この覚書の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成27年3月24日から施行する。

この覚書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月

別紙第5 大規模災害時における広域避難等の連携に関する協定書

釧路町、標茶町及び弟子屈町（以下「3町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合における広域避難及び広域一時滞在に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、3町が災害時等に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4の規定に基づく広域避難及び第86条の8の規定に基づく広域一時滞在を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難者の受入れ）

第2条 3町のいずれかにおいて災害が発生し、又は発生するおそれが生じ、かつ、当該町（以下、「避難元の町」という。）で多数の避難者が発生し、その避難者を町指定避難所で収容することが困難なときは、他の2町（以下、「避難先の町」という。）に当該避難者の受け入れを要請することができる。

2 前項の要請は、別記様式「大規模災害時における広域避難等の連携に関する協定書に係る要請書」によることとする。ただし、緊急を要する場合は、第3条に定める連絡先に電話等で要請することができる。この場合においては、後日、速やかに上記別記様式を提出するものとする。

3 前2項による要請を受けた避難先の町は、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れるものとする。

（連絡先）

第3条 3町の連絡先は下表のとおりとする。

町名	連絡先名称	連絡先	
釧路町	防災安全課防災対策係	電話番号	0154-62-2118
		E-mail	bosai@town.kushiro.lg.jp
標茶町	総務課危機管理係	電話番号	015-485-2111
		E-mail	s_koutsu@town.shibecha.lg.jp
弟子屈町	総務課防災情報係	電話番号	015-482-2912
		E-mail	jyuhou@town.teshikaga.hokkaido.jp

（移送手段の確保）

第4条 避難元の町は、避難先の町と共に関係機関等と連携して、避難者の移送手段の確保に努めるものとする。

（避難所の運営）

第5条 避難元の町は、避難先の町と共に関係機関等と連携して、避難者の受け入れ先である避難所の運営に協力するものとする。

（備蓄品の相互融通）

第6条 災害時等においては、相互に備蓄物資を融通することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するとともに、備蓄物資の状況に関する資料を相互に情報共有し、3町共同での備蓄物資や保管場所の確保に努めるものとする。

（費用等）

第7条 原則として、広域避難に要した費用及び相互融通によって供給を受けた備蓄物資の費用については、避難元の町が負担するものとする。

（平時の取り組み）

第8条 平時より、避難所の指定状況などの情報を共有するとともに、関係機関の協力を得ながら、広域避難に関する課題について検討を進めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期

間満了の1か月前までに、3町のいずれからも申し出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(他の協定等との関係)

第10条 この協定は、各町が別に締結する災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、3町が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、各町署名の上、各1通を保有するものとする。

令和7年11月4日

釧路町長

標茶町長

弟子屈町長

大規模災害時における広域避難等の連携に関する協定書に係る要請書

●●町長 様

〇〇町長
(公印省略)

<p>災 害 ・ 被 害 の 概 況</p>	
<p>広 域 避 難 の 開 始 時 期</p>	
<p>広 域 避 難 者 の 人 数 等</p>	
<p>広 域 避 難 者 の 移 動 手 段</p>	
<p>そ の 他 特 記 事 項</p>	
<p>連 絡 先</p>	<p>所属・職氏名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：</p>

【公表資料】(定型)

弟子屈町警戒区域設定について

弟子屈町は、下記により警戒区域を設定する。

記

1. 警戒区域の設定範囲

・・・地区又は〇〇～△△(距離がわかれば記述)

(※詳細が必要な場合は、地図を貼付)

2. 警戒区域の設定内容

安全対策、専門家の意見などを総合的に勘案し、今後も安全上の大きなリスクが懸念され、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があるため、災害対策基本法第63条に基づき令和 年 月 日 時に警戒区域を設定する。

これにより、当該区域に消防署、警察、自衛隊等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が弟子屈町長の許可なく立ち入りを行うことは禁止されることになる。

(違反した者に対しては、10万円以下の罰金又は拘留措置)

※災害対策基本法第116条関係

3. 一時立ち入りについて

町が指定する立ち入り申請書を提出いただき、条件付きの許可を得たうえで一時立ち入りを認めることとする。

詳しくは、弟子屈町と事前協議し、指示を仰ぐものとする。

【様式 警戒区域立ち入り申請】

(災害対策基本法参照条文)

【第六十三条】(市町村長の警戒区域設定権等)

1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2. 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3. 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4. 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

【第一百六条】

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二 第六十三条第一項の規定による市町村長(第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。)の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

【様式】

警戒区域立入申請

年 月 日

弟子屈町災害対策本部長

弟子屈町長 徳永 哲雄 殿

【届出者】

住 所

氏 名

連絡先

(常時連絡が可能な携帯番号)

貴職が設定した警戒区域内に、下記のとおり職員が入ります。進入時及び退出時には、代表の者から連絡いたします。

記

1. 進入目的

2. 活動場所

地名

別図「活動地域の地図」

3. 活動期間

自： 年 月 日 () ○○時××分

至： 年 月 日 () ●●時△△分

4. 進入活動者

(1) 進入活動する機関と代表者

(2) 進入活動者の人数

(3) 車両数 (種類・台数)

以 上

第 号

警戒区域立入許可証

上記のとおり立入を許可する。ただし、以下の条件に従うこと。

条 件	1. 活動中に危険な状態が生じた場合及び危険が予想される状況となった時は直ちに警戒区域から退出すること。 2. 受託業者が進入する際には、必ず申請する機関から責任者が引率し、その引率者は災害対策本部の指示に従って受託業者の行動を統制するものとする。 3. その他 別紙「警戒区域に進入するにあたっての遵守事項」
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和 年 月 日

弟子屈町災害対策本部長

警戒区域に進入するにあたっての遵守事項

警戒区域内に進入して活動される際は、下記の事項について、同地で活動する者全員へ周知し、確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

《一般的な事項》

- 危険な地域で活動することを認識し、十分な装備で進入してください。
- 活動にあたっては、立入申請者又はその指名する者の責任において、十分に安全に留意して行動するようにお願いします。
- 立入申請書以外の地域で活動する必要が発生した際には、その都度、災害対策本部に報告してください。
- 事前に許可を受けていたとしても、悪天候時には滑落、落石、倒木、土砂崩れ、土砂流出が、火山噴火の際には噴石、火砕流等の危険が高まるため、進入前に災害対策本部と十分協議を行うとともに、状況によっては進入を中止していただくことがあります。
- アトサヌプリ等の国立公園内に進入する際は、入林時の一般的な遵守事項も併せて遵守をお願いします。

《危険な状態と判断される場合の行動》

- 立入活動中に、気象の急変や地震・火山活動に変化があった場合は、災害対策本部の指示に従ってください。
- 災害対策本部から指示が無い場合でも、危険な状況と判断される場合には、速やかに現地から脱出し、その旨を速やかに災害対策本部に報告をお願いします。

以上